

第 166 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 25 年 10 月 10 日（木）

午前 10 時 30 分

場 所：県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第 165 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（7 件）

議案第 2287 号 石巻広域都市計画道路の変更について

議案第 2288 号 大崎広域都市計画道路の変更について

議案第 2289 号 仙塩広域都市計画緑地の変更について

議案第 2290 号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

議案第 2291 号 大崎広域都市計画下水道の変更について

議案第 2292 号 宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正等について

議案第 2293 号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について

4 そ の 他

5 閉 会

第166回宮城県都市計画審議会出席委員

○ 委 員

伊 藤 惠 子	株式会社はなやか代表取締役
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
大 山 弘 子	日本ビオトープ管理士会理事
小野田 泰 明	東北大学大学院工学部工学研究科教授
木 下 淑 惠	東北学院大学法学部教授
佐 藤 政 典	公益社団法人宮城県建設センター理事長
高 橋 克 子	宮城県医師会常任理事
森 杉 壽 芳	日本大学総合科学研究所教授
佐々木 康 雄	農林水産省東北農政局長（代理）
長谷川 伸 一	国土交通省東北運輸局長（代理）
小 池 剛	国土交通省東北地方整備局長（代理）
横 内 泉	宮城県警察本部長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
鈴木 勝 雄	宮城県町村会会長（代理）
内 海 太	宮城県議会議員
仁 田 和 廣	宮城県議会議員
長谷川 洋 一	宮城県議会議員

（以上 17 名）

1 開 会

○事務局（楨総括） では、ただいまから第 166 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、前回の審議会以降に、委員の方の委嘱替えがございましたので、御紹介申し上げます。

宮城県警察本部長の横内泉委員です。本日は代理として、交通部交通規制課長の木村聰様に御出席いただいております。

もうお一方。宮城県市議会議長会会長の西澤啓文委員でございますが、本日は所用により、御欠席となっております。

（1）会議の成立

○事務局（楨総括） 続いて、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、15 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、木下委員、高橋委員におかれましては、御都合により、午後からの御出席と御連絡をいただいております。

なお、代理出席の方のお名前につきましては、お配りしております座席表に記載しておりますので、御参照願います。

（2）傍聴人への注意等

○事務局（楨総括） 次に、傍聴される方をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守していただきますようお願い申し上げます。

（3）マイクの説明

○事務局（楨総括） また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、マイクをお渡ししますので、恐縮ではございますが、挙手をいただきますよう、お願い申し上げます。

（4）議案書についての説明

○事務局（楨総括） 続きまして、議案書について御説明申し上げます。先にお送りしておりました「第 166 回宮城県都市計画審議会議案書（別冊）」におきまして、「意見書の原本写しは審議会当日に配布」する旨をお伝えしておりました。本日、その「議案書（別冊）」をお配りしておりますが、個人情報保護の観点などから、意見書の原本写しは配布せず、意見書を事務局で忠実に打ち直したものにより御審議いただくことといたしました。意見書の原本につきましては、森杉会長に御確認いただいておりますので、御了承をお願いいたします。

（5）議長に進行引き継ぎ

○事務局（楨総括） それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は、条例第5条第1項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、森杉会長、よろしくをお願いいたします。

（6）議事録署名人の指名

○森杉議長 それでは、ただいまから会議を開きます。

初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。小野田泰明委員と、内海太委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

2 前回議案の処理報告

○森杉議長 続いて、第165回審議会における議案の処理状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。それでは、前回議案の処理状況について御報告いたします。お手元の議案書の3ページを御覧下さい。

前回、第165回の審議会におきまして、議案第2286号「石巻広域都市計画道路の変更について」を御審議いただきましたが、処理結果欄のとおり、審議結果に基づきまして所定の手続きを全て完了しておりますことを御報告いたします。

私からは以上であります。

○森杉議長 ありがとうございます。御質問等ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 よろしゅうございますか。

それでは、以上で、第165回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

議案第2287号 石巻広域都市計画道路の変更について

○森杉議長 議案審議に入ります。

本日の審議件数は、議案第2287号から第2293号までの7件となっております。円滑な議事運営に努めたいと思います。皆様方の御協力、また事務局の簡潔明瞭な説明をよろしくお願いいたします。

それでは、議案第2287号「石巻広域都市計画道路の変更について」を議題といたします。

事務局から議案の内容の御説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、議案第 2287 号「石巻広域都市計画道路の変更について」を御説明申し上げます。

議案書 5 ページを御覧ください。

都市計画道路 3・4・202 号「女川海岸線」及び 3・5・203 号「浦宿女川線」、これを変更するものであります。

変更内容は、備考欄に記載のとおり、区域の一部を変更するものであります。

変更の理由でございますが、女川町のこの 2 つの路線につきましては、昨年 9 月の第 159 回都市計画審議会におきまして御審議いただき、女川町被災市街地復興土地区画整理事業の土地利用計画と整合を図り、「女川町復興計画」の目標や土地利用方針に基づきます新たな市街地の骨格を形成するものとしたしまして、都市計画決定されておりました。この度、女川では、その後の検討の結果、土地利用計画の一部を変更することとし、それに伴いまして都市計画道路の区域の一部を変更するものであります。

議案書 6 ページをお開きください。

こちら女川町中心部の図面となっております。図面左手側が石巻方面、右手側が旧雄勝町方面となっております。

今回の変更対象路線は、主にピンク色で表示してありまして、下が「3・4・202 号女川海岸線」、上が「3・5・203 号浦宿女川線」となります。

図面左下の凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域、黄色が廃止する区域を表しており、青の破線で括っておりますのが、今回の変更箇所となります。

参考資料の方でございますが、1 ページを御覧ください。

こちら、変更箇所の土地利用計画図となっております。左側が既決定の図面、右側が変更の図面となります。左側の図面の黄色とピンク色で表示しておりますのが、女川町決定の「堀切山駅前線」となります。この「堀切山駅前線」につきましては、女川町では、地元の商工業者、水産業者で組織いたします「女川町中心市街地商業エリア復興協議会」での検討の結果、既決定の中心商業地の西側を通るルートから、右側の図面の赤色とピンク色で表示している中心商業地の中央を南北に通るルートに変更いたしまして、女川中心部の背骨といたしましての機能を有する幹線道路とすることとしております。これに伴いまして、「堀切山駅前線」と交差する、県の決定路線であります「浦宿女川線」と「女川海岸線」において、いわゆる付加車線、あるいは隅切り、これらの区域の一部において変更が必要となるものであります。

参考資料 2 ページをお開きください。

こちらは、対象路線を拡大した図面となっております。併せて標準断面図を載せてございます。

只今の説明のとおり、「堀切山駅前線」の変更に伴いまして、図面のナンバー 1 の 2 つの交差点で付加車線及び隅切りを廃止いたしまして、ナンバー 2 及びナンバー 3 のそれぞれの交差点で付加車線及び隅切りの区域を追加することになります。

参考資料 3 ページをお開きください。

こちらナンバー1の交差点図となります。図面で縦方向が、変更前の「堀切山駅前線」となっておりますが、ここでこの幅員16mの「堀切山駅前線」を廃止いたしまして、幅員12mの区画道路に変更いたしますので、それに伴って、図面で黄色で着色しております「浦宿女川線」と「女川海岸線」の付加車線と隅切りの区域を廃止するものであります。

参考資料4ページをお開きください。

こちらはナンバー2、ナンバー3の交差点図となっております。こちらは、「堀切山駅前線」との新たな交差点が追加されることとなるため、付加車線及び隅切りの区域を追加するものであります。

以上で議案第2287号の説明を終わります。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆様方の御意見、御質問をいただきたいと思えます。

どうぞ。

○仁田委員 図面だけでは分からないんだけど、A-AからB-Bと要するに、路幅を縮小するということなの？ 従来は、こういう被災のところを含めて、やっぱり避難路の、だいたい前に七ヶ浜の例でも言ったとおり、拡幅して逆に、片側1車線を2車線にするとか、そういう面の話だけではいいのかなと思うんだけど、まあ町の考え方もあるだろうし、その辺ちょっと詳しく説明してくれますか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 黄色の線につきましては、御指摘のとおり幅員が縮小されまして、いわゆる区画道路の一部として機能されるということになります。こちらにつきましては、今回の避難路としての位置づけはどうかということになるわけですが、今回女川の住宅系の住み方につきましては、いわゆる高台に住んでいくというような状況の中で、そこへの避難場所としての機能は、この黄色の部分については機能がないということになりますけれども、いずれ商業系とか、駅前の中心部については、新たに加わった赤色の部分、これらも含めて、避難路としての機能があるということになると思われまして。いずれ、この町の中心路線としての道路を、黄色から赤に変えた結果、県の都市計画決定の変更になったということになります。

○仁田委員 やっぱり高台移転したとしても、街並みをつくるわけだから。僕はこの件についてはそんなに反対じゃないんだけど、今後こういう審議会で話す場合に、やはり今、避難道路と、再生の場合に大事なことは方向性として、市町村辺りにも、都市計画審議会の果たす役割かどうか分からないけれども、今日は土木部の次長さん方もおいでだから。方向付けとしては、避難する場合、1車線では、あらゆる場合だめなんですよ。やっぱり2車線必要なんですよ。1車線で止まってしまうと、そこで今回亡くなられた方が結構おられるので、今後の方向としては、やはり町とかいろんなところでやる場合、避難道路で使う場合、それに関わる道路の場合には、でき

るだけ拡幅をして進める、そういう方向がいいのかなということ、あえてお話しいたします。
この件については、私は反対する何者もありません。しかし方向付けとして、どうですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 避難路の確保につきましては、当然、新しい市街地の整備をしていく上で当然大事でございますので、県といたしましても、この配置計画とともに、この女川の方の避難計画についての指導助言ということで、町とともに、避難路の検討につきましても一緒に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○森杉議長 御意見、御質問、ございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、御意見がないということでございまして、異議なしのお声もありましたので、御異議ないものと認めたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 ありがとうございます。御異議がないものと認め、本案件につきましては原案のとおり承認することと決定いたします。

議案第 2288 号 大崎広域都市計画道路の変更について

○森杉議長 それでは、次の議案にまいります。議案第 2288 号「大崎広域都市計画道路の変更について」を議題といたします。

事務局から議案の内容の御説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは次に、議案第 2288 号「大崎広域都市計画道路の変更について」を御説明申し上げます。

議案書の 8 ページを御覧ください。

都市計画道路 3・5・12 号「並柳福浦線」、これを変更するものであります。

太字で強調している箇所が変更点であります。

都市計画道路 3・5・12 号「並柳福浦線」におきまして、一部区間の幅員を 12 m から 18 m に変更及び区域を変更するものであります。また、これまで車線数が定められておりませんでしたので、この変更と併せまして、2 車線と定めます。

変更の理由でございますが、大崎市は、東日本大震災によりまして、住家の全半壊約 3,000 棟をはじめ、多くの商店・事業所、公共施設、道路・橋梁・堤防など、内陸部における最大規模の被害を受けております。大崎市では、平成 23 年 10 月に「大崎市震災復興計画」、平成 25 年 3 月に「大崎市都市計画マスタープラン」を策定し、また、同じく平成 25 年 3 月に中心市街地再生の着実な実現が震災復興に繋がるものと捉えまして、「大崎市中心市街地復興まちづくり計画」を策定

してございます。それらの計画に基づいて、歩行者が安全に安心して快適に歩ける歩道空間を確保するため、都市計画を変更するものであります。

議案書 9 ページをお開きください。

こちらは大崎広域都市計画のうち、大崎市中心市街地の図面となっております。図面北側が栗原市、岩手県方面、南側が仙台市方面となっております。図面を南北に緑色の国道 4 号及び黒破線の J R 東北新幹線が通り、東西に緑色の国道 347 号、国道 47 号及び国道 108 号が、また、黒破線の J R 陸羽東線が通っております。

「並柳福浦線」は、図面で主にピンク色で表示してございますが、大崎市中心市街地を南北に縦断する幹線道路となっております。

図面右下の凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域、黄色が廃止する区域を表しており、青の破線で括っているのが、今回の変更箇所となります。

参考資料の 5 ページを御覧ください。

こちらは、先ほど説明いたしました「大崎中心市街地復興まちづくり計画」から抜粋いたしました、中心市街地の将来像となっております。赤色で括っている箇所が、今回の「並柳福浦線」の変更箇所となっておりますが、ここは、図面左下の四角のとおり、「緒絶川周辺の景観整備地区」となっておりまして、観光客をはじめ多くの来訪者をひきつけるとともに、安心して気持ちよく歩けるよう既存道路のリニューアル整備を図る地区としております。また、変更箇所は図面右下の「まちなか回遊路・避難路」の一部となっており、来訪者の回遊性や利便性、安全性を高めるとともに、災害時における地域住民の安全で円滑な避難を可能とする道路として整備することとしてございます。これらの方針に基づきまして、今回の都市計画変更を行うものであります。

参考資料 6 ページをお開きください。

こちらは、図面左側が変更箇所のアップの図面、右側が交差点の計画図となります。凡例は議案書の図面と同じでございまして、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域を表しておりまして、黄色が廃止する区域となります。

この変更箇所の約 200 m の区間で、下の標準断面図のとおり、両側 2.5 m の歩道の全幅 12 m の幅員から、3 m の自転車歩行者道に 1 m の植樹帯、さらに右折レーンを設置した全幅 18 m の幅員に変更するものであります。

図面右側は交差点計画図となっております。主要地方道古川佐沼線と都市計画道路古川中央線との間の区間で、交差点間の距離が短いために、②-②断面のとおり、右折レーンを通した 18 m の幅員としております。

以上で、議案第 2288 号に関する説明を終わります。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はありませんでした。

御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 ありがとうございます。それでは、御意見、御質問のほどお願いしたいと思います。どうぞ。

○仁田委員 前段の議案で申し上げましたとおり、こういうことを市町村がやるというのがすごい大事なことです。この黄色の部分の廃止をする。これ、少し道なりというかな、それを、逆にいうとために解消しながら道をよくする。やはり当審議会としてもそういう方向づけというのは大変大事なことだと思うので、これは大賛成です。以上です。

○森杉議長 ありがとうございます。

御意見、御質問、よろしく願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、よろしいという御意見もございますので、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

[「なし」と発言する者多数あり]

○森杉議長 ありがとうございます。御異議がないものと認め、本案件につきましては原案のとおり承認することと決定いたします。ありがとうございます。

議案第 2289 号 仙塩広域都市計画緑地の変更について

○森杉議長 次の議案にまいります。議案第 2289 号「仙塩広域都市計画緑地の変更について」を議題といたします。

事務局から議案の内容の御説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは次に、議案第 2289 号「仙塩広域都市計画緑地の変更について」を御説明申し上げます。

議案書 11 ページを御覧ください。

第 1 号多賀城緑地を変更するものであります。

太字で強調している箇所が変更点でございます。面積を約 25.4ha から約 24.3ha に変更するものであります。

変更の理由でございますが、東日本大震災の災害復旧事業によりまして、多賀城緑地に隣接する砂押川等の河川堤防を嵩上げする必要があり、これに伴い緑地の一部を河川用地として利用するために、区域の一部を廃止するものであります。

議案書の 12 ページをお開きください。

こちらは、仙塩広域都市計画のうち、多賀城市周辺の都市計画図となっております。図面右下が仙塩釜港、図面真ん中上から左下に緑色と黒のラインで延びているのが、それぞれ国道 45 号と JR 仙石線であります。

多賀城緑地は図面で主にピンク色で表示してございますが、仙塩釜港の北側で砂押川の北東

側に接しておりまして、多賀城市と七ヶ浜町にまたがった区域となっております。図面右下の凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、黄色が廃止する区域を表しておりまして、区域の一部を廃止いたします。

ここで参考資料の7ページを御覧いただきたく思います。

こちらは、多賀城緑地の土地利用計画図になります。砂押川と旧砂押川に挟まれているのが「中央地区」、砂押貞山運河の東が「東地区」になります。それと旧砂押川と砂押貞山運河に挟まれた三角形の中州の地区も区域の一部となっております。ここで、青点線と赤点線で表示していますとおり、河川堤防をそれぞれ、T.P.+2.69mとT.P.+5.0mで築造することとしてございまして、公園の区域のうち、図面で黄色で着色している区域を廃止することとしてございます。左上のA-A断面を御覧ください。黒い細線が現在の地盤高を表しておりますが、津波等が襲来した際は両側に浸水して公園施設や背後の住宅地に被害を及ぼす恐れがありますことから、新たに河川堤防を築造することにより、都市の安全性を高めるものであります。なお、図面にありますとおり、堤防として区域を廃止した場合にも、園路の位置を変更することによりまして、緑地としての機能には支障がございません。

以上で、議案第2289号に関する説明を終わります。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 ただいまの事務局からの御説明ですが、皆様からの御意見、御質問をお願いいたします。

どうぞ。

○仁田委員 地元で、堤防の嵩上げは僕らも要望していることなので、この計画変更は大賛成です。一日も早い完工をしてもらうように、市の方にも是非調整願います。以上です。

○森杉議長 ほかにございませんか。

ちょっと私の方から質問します。

先ほど課長から、緑地の機能の縮小にはなりませんというお話があったように思いましたが、最後に。それはどういうことですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 緑地の機能の縮小にはならないということではなくて、縮小しても、園路等を再配置することによって機能が確保されますということでありまして、緑地が縮小されることには変わりございません。

○森杉議長 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、お諮りいたします。議案第2289号ですが、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 それでは、御異議がないものと認め、本案件につきまして、原案のとおり承認することと決定いたします。

議案第 2290 号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

○森杉議長 では次の議案にまいります。議案第 2290 号、同じく「仙塩広域都市計画下水道の変更について」を議題といたします。

事務局の方から議案の内容の説明をお願いいたします。

○事務局（高橋下水道課長） 議案第 2290 号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」を御説明申し上げます。

議案書の 14 ページをお開きください。

今回の変更は仙塩広域都市計画下水道「4. その他の施設」のうち、仙塩中央処理場の面積を「約 221,260 m²」から「約 208,890 m²」へ縮小変更するものでございます。

理由につきましては、先ほど御審議いただきました仙塩広域都市計画緑地の変更と同様でございます。東日本大震災の災害復旧事業におきまして、処理場用地に接しております河川の堤防嵩上げが行われることになり、処理場用地の一部が事業用地となることから仙塩流域下水道事業計画の見直しを行い、都市計画を変更することによるものでございます。

議案書 15 ページをお開きください。

仙塩中央処理場は図面右下に赤の点線で四角く囲んだ場所にありまして、多賀城市と七ヶ浜町にまたがって位置しております。図面左下が拡大図でございしますが、黄色で着色した箇所が、今回都市計画区域を廃止する箇所でございます。

参考資料の 8 ページをお開きください。

災害復旧事業で嵩上げされる砂押川、旧砂押川、砂押貞山運河の河川堤防と今回廃止する区域の位置関係を 3 つの断面図で示してございます。

なお、河川災害復旧事業により、下水道の事業用地が減少したとしても主要な下水道施設計画には影響がないと判断しております。

以上で議案第 2290 号に関する説明を終わります。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○森杉議長 ありがとうございます。それでは皆様の方から、御意見、御質問の方をお願いいたします。

どうぞ。

○仁田委員 大変、この案には賛成です。というのは、震災当時、仙塩流域下水道がパンクいたしまして。仙塩流域は仙台泉区、多賀城、塩竈、七ヶ浜、利府と、大変広域の処理をしているんです。それで、地元住民にとっては、本当は迷惑施設なんですよ。でも、やはりそういうことで皆さん理解をしながら、当時は私現場をずいぶん歩きましたけれども、処理ができなくてマンホールから噴出したり、また砂押川に残念ながらそのまま、塩素処理をしながら捨てたという経緯があるので、やはり嵩上げをしてもらって、よりいくらでも、仙塩広域下水道がパンクをしないように、今後ともがんばってもらわなければならない、大きな方向だと思いますので。是非嵩上げの完工も、緑地公園と同じように、可及的速やかにされるように望みながら、大賛成です。以上でございます。

○森杉議長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

仁田委員のおっしゃるとおり、重要な、しかし賛成する方向だろうと思いますので、御意見ないようあれば、原案どおり承認することにしたいと思いますが、御異議はございませんか。

[「なし」と発言する者多数あり]

○森杉議長 それでは、御異議がないものと認め、本案件につきましては原案のとおり承認することにいたします。

議案第 2291 号 大崎広域都市計画下水道の変更について

○森杉議長 次の議案にまいります。議案第 2291 号「大崎広域都市計画下水道の変更について」を議題といたします。

事務局の方から議案の内容の御説明をお願いいたします。

○事務局（高橋下水道課長） 議案第 2291 号「大崎広域都市計画下水道の変更について」を御説明申し上げます。

議案書の 17 ページをお開きください。

今回の変更は大崎広域都市計画鳴瀬川流域下水道「4. その他の施設」のうち、松山第一中継ポンプ場を廃止するものでございます。

鳴瀬川流域下水道は大崎市と美里町の 1 市 1 町で構成する流域下水道で、平成 4 年 4 月に供用を開始しております。その後、下水道処理区域の拡大を図ってまいりましたが、平成 23 年度におきまして、社会情勢の変化に合わせて下水道処理計画区域や処理計画人口を見直した結果、下水発生量が減少し、松山第一中継ポンプ場の建設が不要となったことから、今回、都市計画上の位置づけから廃止するものでございます。

議案書 18 ページをお開きください。

松山第一中継ポンプ場は図面中央に黄色の着色で位置をお示ししております。左下には施設計画図をお示ししております。

参考資料の9ページをお開きください。

茶色で表示しましたのが現在の道路であります。下水道の管渠はこの左から右に至る道路の下に埋設されております。図面中央部の黄色で着色した箇所が今回廃止するポンプ場計画地でございます。

現在は、黄色着色箇所の左上、二重丸で示しております既設のマンホールの中に入れたポンプによりまして、地下深い位置に左手の上流側から流れ着いてきた下水をくみ上げ、浅く埋設し直した右手下流側の下水管渠に流しておりますが、先ほど御説明申し上げました計画下水量の見直しにおいて、将来ともこのマンホール内のポンプで対応できることから、新たなポンプ場建設が不要になったものでございます。

なお、この廃止予定箇所は下水道事業で既に用地を取得しておりますが、県が進めます主要地方道古川松山線の道路事業箇所に組み込まれる計画でございますので、道路用地として所管換えを行う予定といたしております。

以上で議案第2291号に関する説明を終わります。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○森杉議長 ありがとうございます。それでは皆様方の御意見、御質問等お願いいたします。

よろしゅうございますか。どうぞ、牛尾委員。

○牛尾委員 処理設備の見直しというお話だったんですけれども、人口減少に伴う使用量の減少なのか、あるいは設備の老朽化なのか、そのことについて教えてください。

○事務局（高橋下水道課長） 全体計画を見直したのは、人口減少による発生汚水量の減ということで、今回の施設の廃止ということになりました。

○森杉議長 人口は何%くらいのかたちで見直したんですか。

○事務局（高橋下水道課長） 当初の計画では31,600人の人口の汚水を処理するという計画でございましたけれども、見直した結果、26,350人ということで、約5,000人減少しております。

○森杉議長 ありがとうございます。

他にどうぞ。よろしゅうございますか。

それでは、皆様方の御意見も問題ないようでございますので、議案第2291号につきまして、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 では御異議がないものと認め、本案件につきましては原案のとおり承認することといたします。ありがとうございました。

議案第 2292 号 宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正等について

○森杉議長 それではもうひとつ、議案第 2292 号「宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正等について」を議題といたします。

事務局から議案の内容の御説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 次に、議案第 2292 号「宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正等について」を御説明申し上げます。

議案書の 20 ページを御覧ください。

本審議会の会議の「公開・非公開」の取扱いに関する議案であります。

議事運営規則の第 11 条を削除するとともに、平成 12 年の本審議会決定「会議を非公開とする議案」、これを廃止しようとするものであります。

ここで、議案書 21 ページと参考資料の方の 11 ページをお開きください。

議案書 21 ページの表の右側に、今回削除しようとする議事運営規則第 11 条の条文が記載されております。この「ただし書き」に基づきまして、参考資料 11 ページに記載されている 3 種類の議案については、平成 12 年 3 月 22 日に開催された第 127 回審議会におきまして「会議を非公開で行うこと」が決定されているものであります。具体的には、都市計画の案や土地区画整理事業計画に対する「意見書の審査」が含まれる議案について、必ず個人情報が含まれるという理由から、非公開で審議することを決定したものであります。

しかしながら、特に、本日審議していただきます閑上地区のように、復興事業に関する意見書では、これまで典型的でありました個人の財産の取扱いに関する意見というよりも、まちづくりの方針自体に対する意見が増えてきておりまして、個人情報を伏せた形での審議が十分可能であると判断しましたことから、平成 12 年の審議会決定を今回廃止しようとするものであります。また、これに伴いまして、議事運営規則の第 11 条自体が不要となりますことから、併せて同条を削除しようとするものであります。

参考資料の 10 ページに、本県の情報公開条例の規定を抜粋してございますが、今後は、意見書を審議する議案であっても、資料中の個人情報を伏せるなど必要な配慮をしながら、会議自体はできるかぎり公開することとし、どうしても個人情報を伏せたままでは審議が不可能である場合のみ、情報公開条例第 19 条ただし書きの規定によりまして、会議の構成員の 3 分の 2 以上の決定をもって、議案ごと非公開の決定を行うこととなります。

なお、この議案が承認された場合には、次の議案第 2293 号以降は新しい取扱いによりまして会議を公開することとなります。

以上で、議案第 2292 号に関する説明を終わります。

御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 ありがとうございます。
どうぞ。

○仁田委員 公開を原則とすることは、私は時代の流れで、大変必要なことだと思います。しかし一方、上位法というのかな、この都市計画審議会は国の法律で成り立っているものだから、国の方向付けみたいなのはどういう考えなのか。あくまでもこういう方向でいいという考え方なのか、これがまず1点。

それから、後段で課長が説明された、例えば閑上の場合には個人の名前が全部出ていて、僕らもどうしますか、ということ聞かれましたが、個人情報が出れば、その後の市の対応とかいろんなものが問題になってくるだろうということで、できるだけ我々委員も、そういう意味では守秘義務があるから、それは当然なんだけれども、どこからか出ても困ると。そういう確保の面もあるわけで、その辺はどうでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 1点目の、国等々の動きであります。当審議会の位置づけは、都市計画法の中で規定されております。都市計画法では、その運営等について条例に基づいて設置することになりますので、基本的には県の条例の中でどう整理するかということになるかと考えてございます。当然、審議会条例もございまして、県の情報公開条例もございまして、基本的に県の考え方の中で整理ができるというふうに考えてございます。

それから個人情報保護の観点でございますが、都市計画審議会は、情報公開条例ができる前から存続しておりました。基本的に都市計画審議会は非公開が原則でございました。非公開が原則というよりは、基本的に公開という概念があまりなかったという言い方が正しいかと思いますが、その中で情報公開の流れが出てまいりまして、平成12年に、個人の情報が入っている場合においては、一部非公開と決定したわけでありまして、今回、先ほど説明した観点から、公開とする方がいいかということで御提案申し上げました。個人情報の保護につきましては、当然、そのお名前等が知られることによってその個人に不利益を生じるような場合においては、適宜、この審議会に諮りましてその方の情報を保護するという事は、きめ細かくやっていけば、足りるのではないかと考えております。

○仁田委員 もちろん、都市計画審議会はその方向で、というのは分かるんだけど、全国で、都道府県がいっぱい、こういう都市計画審議会を含めた条例を持っているわけです。その中で、宮城だけが突出して、逆に言うと、瑕疵が出た場合、要するに情報が漏れた場合、逆の方向だったらいけれども、そういう問題もあるので、他の都道府県との整合性みたいなのはどうなんでしょうか。あまり情報なければ後でもいいから。いずれ流れとしては、適当かなと思います。

○事務局（櫻井都市計画課長） 悉皆で、各都道府県の都市計画審議会に関する情報の開示のありようについては、申し訳ありませんが把握しておりません。一部非公開と取り扱っている都道府県もございまして、公開と取り扱っている都道府県もあるとは伺ってございます。

○森杉議長 大変重要な案件ではございますが、小野田先生、御意見をひとつお願いできませんか。

○小野田委員 先ほど都市計画課長から御指摘ありましたとおり、個人情報保護法の制定に則って、ちょっと厳しめに運用していた傾向があったと思います。ですが、近年、新しい公共の概念の話など、都計法の運用の観点からも公開をしなきゃいけない側面が増えてきたので、ちゃんとしている自治体は、こっちの方向に向いているようです。ですので、問題はないかなと。もちろん個人情報の保護をしっかりとするという原則に基づいてですけれども。

○森杉議長 個人情報の保護をしっかりとお願いするというのが、ひとつの重要なキーポイントになっていますね。

よろしゅうございますか。賛同いただけますか。

それでは、議案第 2292 号ですが、原案のとおり承認することに御異議はございませんね。

[「なし」と発言する者多数あり]

○森杉議長 それでは原案のとおり承認することと決定いたします。ありがとうございました。

それでは、ここでいったん休憩いたします。時間が早く終わりましたけれども、午後 1 時からということでよろしゅうございますね。午後 1 時から再開いたします。

(休憩)

午後 1 時 再開

○事務局（楨総括） まもなく、再開いたしますけれども、事務局からマスコミの方へお願い申し上げます。後ほど会長の方からもお話しがございますけれども、議事整理の都合上、テレビカメラ、写真撮影、こちらにつきましては、事務局による説明までとさせていただきます。その後につきましては、撮影をやめていただきますようお願い申し上げます。

議案第 2293 号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について

○森杉議長 それでは、審議を再開いたします。

議案第 2293 号「仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を議題といたします。

この議案は、土地区画整理事業の事業計画についての意見書に係る議案でありまして、平成 12 年 3 月に決定していました「会議を非公開とする議案」に該当していましたが、午前中の議案第 2292 号の議決の結果、同決定が廃止されましたので、審議につきましては、公開で行うこととなります。

本議案は、土地区画整理法第55条第3項の規定により、宮城県知事から付議されたもので、本審議会において、意見書の内容を審査し、その意見を採択すべきか、または採択すべきでないか、いずれかを議決することとなります。意見書の内容の審査については、土地区画整理法第55条第5項の規定により、行政不服審査法に定める「処分についての異議申立ての審理」の手續に準じて行うこととなります。

次に、議事の進め方についてお話しします。

はじめに事務局から説明をしてもらいます。その事務局からの説明は、事業の概要と、意見書の要旨の2部に分けることにいたします。

また、行政不服審査法第25条第1項の規定によりまして、3名の意見書提出者から、口頭での意見陳述の申立てがありましたので、その機会を与えることとしております。

それから、提出されている意見書には、閑上地区の現地再建に関する内容が含まれておりました。これは名取市のまちづくりの方針に関わる内容でありますので、その考え方を確認する必要があるものと判断しました。そこで、都市計画審議会議事運営規則第10条の規定によりまして、名取市の佐々木市長にお越しいただいております。事務局の議案の説明後、佐々木市長にまちづくりの考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

したがって、以上もう一回まとめますと、議事の進め方といたしましては、まず事務局による事業の概要と意見書の要旨の説明、次に意見書提出者による口頭での意見陳述、そして最後に、佐々木市長からまちづくりの考え方を聞きしてから、それから審議に入りたいと思います。審議の内容は、意見を採択すべきか採択すべきでないかと、こういう議決を行わねばなりません。

議事の進め方に関して、以上のように考えておりますが、いかがでございましょうか、皆様。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 よろしいですね。それでは、みなさま異議なしというお話しでございますので、そのように進めさせていただきます。

先ほど事務局からもありましたが、私の方からも、報道機関の皆様にお願ひします。議事整理の都合上、テレビカメラ等による撮影は、事務局による説明までとさせていただきます。事務局説明後は、撮影を止めていただくようお願ひします。

それでは、まず、事務局から議案及び事業の概要についての説明をお願いいたします。

(午後1時10分 木下委員到着)

○事務局(櫻井都市計画課長) それでは、議案第2293号「仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を御説明申し上げます。

まずはじめに、本議案に関する説明資料を御確認ください。

「議案書(別冊)」と書かれたものが1つ、それから「参考資料(別冊)1」と書かれたもの、それから「参考資料(別冊)2」、それから「参考図面」の4冊であります。あとお手許に、「都市計画審

議会での議決後の流れ」というものがございます。以上でございます。

では、議案書（別冊）の2ページを御覧ください。

本議案は「仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業」の事業計画に対して提出された意見書について御審議をいただき、この意見を採択すべきか、又は採択すべきでないか、これを議決していただくものであります。

次に、事業計画決定の手續について御説明申し上げます。

「参考資料（別冊）1」の1ページを御覧ください。市町村施行の土地区画整理事業の事業計画決定に係るフロー図を載せたものであります。

まず、施行者である市町村が、2週間、事業計画（案）の縦覧を行いまして、これに対して意見があれば、利害関係者は知事に意見書を提出することができます。意見書が提出された場合、知事は県都市計画審議会に意見書を付議することとなっております。

本件の場合、フロー図に括弧書きで日付けを記載しておりますが、名取市が平成25年8月26日から9月8日までの2週間、事業計画（案）を縦覧に供しまして、所定の期間内に利害関係者から意見書が提出されましたので、平成25年9月27日付けで本審議会あて意見書を付議させていただいております。

本審議会におきまして、「意見を採択すべきである」と議決された場合には、知事は施行者である名取市に対しまして、事業計画の修正を求め、縦覧からやり直すこととなります。「意見を採択すべきでない」と議決された場合には、知事は意見書提出者にその旨を通知し、設計の概要に問題がなければ、知事の認可を経て事業計画が決定されるということになります。

次に、名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の概要につきまして、御説明申し上げます。同じ資料の2ページを御覧ください。

事業の名称は、「仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業」、施行者は「名取市」でございます。

施行地区の位置は5ページの施行地区位置図を御確認ください。都市計画決定121.8haのうち「56.8ha」で区画整理事業を実施することとしております。

施行期間は「平成25年度から平成29年度」の5年間を予定しております。

次に、法的手続になりますが、平成24年3月30日に、都市計画決定をさせていただきます。

平成25年8月23日に事業計画縦覧の公告を行いまして、8月26日から9月8日まで縦覧した結果、16件、451名の住民の方々から意見書が提出されました。後ほど、詳細に御説明いたしますが、主な意見といたしましては、「仙台東部道路の西側に住宅用地をもっと確保してほしい。」「今後の生活の場を西に求め、安心安全である安住の地を強く求める。」というような意見が寄せられております。

施行規程につきましては、市議会におきまして、9月30日に議決され、本日、公布されました。

次に、3ページと5ページの位置図を併せて御覧ください。

都市計画決定状況につきましては、区画整理事業区域のうち、市街化区域が66.6%、市街化調整区域が33.4%となっております。用途地域は市街化区域の全てが第一種住居地域に指定されております。都市施設として、「3・5・187号名取閑上線」、「3・5・192号仙台閑上線」の2路線が都市計画決定されております。また、閑上地区被災市街地復興推進地域は、平成23年11月11日に当初決定されておきまして、被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画決定と合わせて全域に変更されて

おります。

次に、設計の概要について御説明申し上げます。6ページの市街化予想図を御覧ください。

まず最初に、当区画整理事業区域が56.8haとなった経緯を簡単に御説明申し上げます。

今回の計画では、図面に向かって右側の赤点線で囲まれました区域、約65haが防災集団移転促進事業区域となっておりますが、当初の計画では、この防集区域も区画整理区域とし、都市計画決定した全域の121.8haにおきまして、将来人口フレーム5,500人の計画で区画整理事業を実施することとしておりました。

この計画で進めるべく、平成24年7月に1回目の個別面談を実施した結果、地区外移転の希望者が多数いたため、将来人口フレームを3,000人規模に改めまして、貞山運河西側の嵩上げ区域を45haに縮小するとともに、土地区画整理区域の一部に防災集団移転促進事業を取り入れ、土地区画整理の区域を70haとする事業計画で進めることになりました。この70haの区域は、市街化予想図で示しております水色の区域12haと現計画の56.8haを組み合わせた範囲になります。

その後、市は、この計画で事業説明会を開催し、再度、今年4月に2回目の個別面談結果を実施したところ、現地再建を希望する世帯がさらに減少したため、再度、人口フレームを2,400人規模に改め、56.8haの区域に縮小し、現在の計画に至っております。

3ページにお戻りください。

事業の目的といたしましては、当閑上地区は東日本大震災の津波によりまして、建物の大部分が流失する壊滅的な被害を受けたことから、嵩上げによる現地再建の土地区画整理事業を実施することに決定されました。計画概要は、総事業費186億円。減歩率29.51%、括弧書きの18.37%は、減価補償金相当額でもって先行買収をした場合。従前地で市が買収した場合でございます。将来人口2,400人、ヘクタール当たり42人となっております。

次に、設計内容の概要について御説明いたします。6ページの市街化予想図も併せて御覧ください。

嵩上げする東側の区域、市街化予想図の青点線で囲まれた約32haの区域ですが、この区域には、災害公営住宅用地と防災集団移転促進事業による移転先住宅団地、一般宅地、商業地を配置します。嵩上げを行わない西側には学校用地、災害公営住宅用地、一般宅地、産業関連用地を配置し、区画整理後の土地利用計画は下段表のとおりとなる予定であります。

次に、4ページを御覧ください。

公共施設の整備計画について御説明いたします。道路は、南北方向の3・5・192号仙台閑上線、県道塩釜亘理線であります。東西方向の3・5・187号名取駅閑上線、県道閑上港線であります。この幹線道路を中心といたしまして、幅員15mから8mの主要区画道路及び宅地へのアクセスを担う6mの区画道路を整備いたします。

公園は、誘致圏域を考慮して6か所、約11,800㎡の街区公園を配置いたします。また、地区中央部の東西に緑道、幅員15m、面積として約12,000㎡でございますが、これを配置いたしまして、公園面積は街区公園と緑道あわせまして、地区面積の約4%、約23,800㎡を整備いたします。

公益的施設の整備計画といたしましては、閑上小学校及び閑上中学校については、地区西側に小中一貫校として、合計約4haで配置するとともに、被災しました公益的施設であります消防署、公民館、閑上児童センター、閑上保育園、閑上体育館等についても再配置を行います。

整地計画は、先ほど御説明したとおり、6ページの市街化予想図に表示してございますが、青点線

で囲われました約 32haの区域については、津波からの安全確保を図るため平均 3 m程度の嵩上げを行います。西側の約 25haにつきましては、県道閑上港線の現況地盤高、T.P.+0.7 から 1.2 mでございますが、これと同等の高さまで整地いたします。

また、地区内には上水道、下水道を道路の配置に併せて、新たに配置いたします。

「2 事業の概要」の説明につきましては以上でございます。

(午後 1 時 20 分 高橋委員到着)

○森杉議長 ありがとうございます。まずこの件につきまして、御質問等ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは続いて、意見書の内容につきまして説明願います。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、「意見書の要旨」について御説明申し上げます。

まず、「参考資料（別冊）2」の 1 ページをお開きください。

ここに、意見書の提出状況をまとめてございます。名取市が縦覧した事業計画に対しまして、16 通の意見書が提出されております。このうち 1 件には 455 名分の署名が添付されておりました。さらに、署名簿の中に、署名とともに個人的な意見を記載されている方がおられましたので、これについては独立した 1 通の意見書として取り扱ってございます。署名の重複などを除きますと、意見書の提出者は 451 名となっております。なお、参考といたしまして、どの事業区域の方から意見が出ているのか、事務局でわかる範囲で確認したところ、区画整理区域内の方が 60 名、防災集団移転促進区域内の方が 314 名でございました。

この 16 通の意見書の要旨を 2 ページから 5 ページにまとめてございます。個人情報伏せの形で審議を行いますので、意見書には「No. 1」から「No. 16」まで通し番号を付けまして、複数の意見を記載されておられる方の意見には、さらに枝番を付け、「1-1」「1-2」のように「意見番号」を付してございます。意見書の全文は「議案書（別冊）」の 3 ページから 19 ページまででございますが、要旨として抜粋した部分には「意見番号」とアンダーラインを付してございます。

このようにしてまとめた要旨を、内容によりまして①から⑤までに分類してございます。例えば、1-1 の意見は「④その他」、1-2 の意見は「①嵩上げ」というような形で分類してございまして、その結果を 7 ページの表にまとめてございますので、御確認いただきたいと思います。

①の嵩上げに関する意見といたしましては、1 番、6 番、11 番の 3 通がございまして、その要旨がここに記載されてございます。それぞれの意見の詳しい内容につきましては後ほど御説明いたします。ここでは、複数意見を出した方も含め、嵩上げについて 3 通、事業の早期完成について 1 通、降雨時の排水計画について 1 通、その他として 2 通、内陸移転に関しては 13 通の意見が提出されていることを御確認ください。

特に、⑤の内陸移転を求める意見が最も多く、400 名以上の署名とともに提出された 15 番の意見書はここに分類されます。なお、6 ページの図面は、15 番の意見書に「希望する移転先」として添付されていたものでございまして、土地区画整理区域の西側、仙台東部道路付近への移転を望む内容となっております。

それでは、それぞれの意見の内容と事実確認の結果、事務局の見解について御説明いたします。8ページを御覧ください。

まず、①の「嵩上げに関する意見」についてであります。

意見の内容でございますが、1-2の意見は「塩釜空港線から閉上大橋までの嵩上げをしてほしい」というもの、6-2の意見は「区画整理区域の嵩上げは不要である」というもの、11番の意見は「嵩上げは沈下分の1mくらいとすべき」というものであります。

事実確認の結果でございますが、ここで、「参考図面」の1ページを併せて御覧いただきたいと思っております。

市が計画しております津波防御対策といたしましては、いわゆる一線堤として整備する7.2mの防潮堤。これに加え、図面の中央付近の黒い点線の位置に、南北方向の嵩上げ道路を新設することで二次防御ラインとして、さらに青線で囲まれた区画整理事業区域のうち県道塩釜亘理線から東側32haの地盤を3~5m嵩上げすることによって、津波からの安全性を確保しようとするものであります。「参考図面」の2ページがこれを断面図で表したものとなっております。上の図は「津波防御施設がない場合」、下の図は「施設整備後の状態」であります。一次・二次の防御ライン、地盤の嵩上げによりまして、巨大津波に対しましても最低限の被害に抑えるという考え方でありまして、次の3ページが津波シミュレーションの条件図、4ページがシミュレーション結果であります。この4ページの青色は浸水深1m以下を表してありまして、これらの防御対策によって、区画整理地区への浸水は1m以下に抑えられるという結果となっております。

国土交通省の被災状況調査結果では、浸水深と建物被災状況との関係は、浸水深2m以下で建物が全壊となる割合が大幅に低下することが報告されておりまして、市ではこれを可住地とするひとつの目安としています。さらに、避難を軸としたソフト対策も併せて取り組むこととしてございます。

事務局の見解でございますが、1-2の意見は「県道塩釜亘理線」の嵩上げを求めているものと思われませんが、市は区画整理地区の東端に建設する高盛土道路の市道を二次防御ラインとしており、シミュレーション結果では、今次津波のような巨大津波でも県道塩釜亘理線付近までは浸水しない結果となっていることから、事務局としましては、県道の嵩上げを行う必要性はないものと考えてございます。

また、6-2及び11番の意見は、嵩上げ自体が不要、あるいはもっと低くてよいというものですが、事務局といたしましては、市が計画している津波防御施設の配置は合理的なものとなっており、津波シミュレーション結果から判断しても、現計画は妥当なものであると考えております。

したがいまして、①の嵩上げに関する意見につきましては、採択すべきではないというふうに考えております。

②の「事業の早期完成を求める意見」であります。

12番の意見は「どうか早く仙台東部道路の西側に災害公営住宅を建ててほしい」というものであります。事実関係といたしましては、市は、仙台東部道路の西側に101戸の災害公営住宅の建設を計画しており、平成26年度に着工し、平成28年春の入居を目指しております。事務局の見解といたしましては、施行地区外の災害公営住宅の建設促進を求める意見であり、工事を早くしてほしいというお気持ちは十分わかりますが、区画整理事業とは別事業である災害公営住宅の事業期間は、区画整理の事業計画、この内容ではないため、採択すべきでないものと考えております。

次に、③の「降雨時の排水計画に関する意見」であります。

3-1の意見は、県道の東側を嵩上げすることにより東西で3mの高低差が生じ、雨水排水に支障が生じる恐れがあるので、嵩上げする区域を県道の東側ではなく西側にすべきというものであります。

事実関係といたしましては、地盤の嵩上げを予定していない県道の西側においても、道路の高さを基準とした整地を行う予定であり、また、参考図面5ページの排水計画図にもあるとおり、県道西側の雨水は道路側溝により区域西側の水路に集約した後、地区南端を東西に走る幹線水路を経て、閑上ポンプ場から鍋沼堀を経て貞山堀へ排水することとしております。

事務局の見解といたしましては、管路の口径や水路幅員は10年確率の一般的な下水計画として適正に設計されており、排水計画には問題なく、採択すべきでないものと考えております。

④の「その他の意見」であります。

まず、1-1の意見ですが、「小塚原、高柳、牛野の将来の住所にも「閑上」と付けてもらいたい」というものであります。

ここで、参考図面の20ページ「参考図面⑦」を御覧ください。

小塚原、高柳、牛野というのは、本土地区画整理事業の事業計画上の施行地区、都市計画決定時点の施行区域のいずれにも含まれない区域を指してございます。

事務局見解といたしましては、施行区域外の土地の地名に関するものでございますので、事業計画の内容ではないことから、採択すべきでないものと考えております。

1-3の意見は「小塚原の土地を買い上げてほしい」というものですが、やはり施行地区外の土地に関する意見でございます。こうした土地の買い上げは事業計画の内容ではないことから、採択すべきでないと考えてございます。

1-4の意見は「大きな工場や仕事を持ってきてほしい」というものです。市の計画では、貞山運河の東側を中心とする海側のエリアでは、産業用地としての土地利用を予定してございまして、平成25年3月に策定した「名取市沿岸地域活性化ビジョン」に基づいて、水産業の振興、観光・交流資源の創出等に取り組むこととしております。

企業誘致や雇用創出につきましては、今後の復興には重要であり欠くことのできないものではありますけれども、本土地区画整理事業計画そのものの内容には含まれない事項でありますので、やはり採択すべきでないものと考えてございます。

3-3の意見は「区画整理工事のために家屋の移転や解体を求める場合に、十分な補償をしてほしい」というものであります。

区画整理工事に伴う補償につきましては、土地区画整理法第78条で「施行者は通常生ずべき損失を補償しなければならない」と規定されておりますので、事業を施行する段階において、名取市が適正に実施すべきものではありませんが、現段階において事業計画の修正を要する内容ではなく、採択すべきではないと考えております。

次に、13通の意見が寄せられた、⑤の「内陸移転を求める意見」について御説明いたします。「参考資料（別冊）2」の9ページを御覧ください。

この意見は、移転先を明示しているもの、「区画整理区域よりも西側」としているもの、場所は明示しておりませんが安全性の確保や住民意向の反映を求めているものなど、表現は多岐にわたりますが、総じて、現計画の区画整理区域よりも西側において、移転先団地の造成あるいは災害公営住宅の建設

を求める内容であります。事実関係を御説明するに当たりまして、各意見で掲げている理由に応じて枝番を付け、⑤-1から⑤-7までに区分してまとめております。各区分ごとに、意見の内容、事実確認の結果、事務局の見解について御説明してまいります。

まず、⑤-1「被災状況」についてであります。2番、6番、13番の3通の意見書がこれに該当いたします。

意見の内容といたしましては、閑上地区で数百名の犠牲者が出ていること、仙台東部道路が防波堤の役割をしたことを理由として、仙台東部道路の西側への移転を求めるものであります。

事実関係でございますが、閑上地区では、震災前の居住者5,489名に対して、死亡者752名、行方不明者41名という甚大な被害がございました。ここで、参考図面の7ページ、8ページも合わせて御覧ください。被災当時の浸水深は、閑上漁港付近で8.5m、仙台東部道路名取インター付近で1.2mを記録してございます。浸水区域で見ますと、仙台東部道路の西側まで、広い範囲で被害を受けていることが確認できます。

事務局の見解であります。市の計画は、今次津波レベルの巨大津波に対しても一定の安全性を確保したうえで現地再建を行おうとするものであり、被災を防ぐための対策は講じられているものと考えておりますので、このことを理由に意見書を採択すべきではないと考えております。

⑤-2「市の復興方針」についてであります。2番、5番の2通の意見書がこれに該当いたします。

意見の内容は、市の現地再建方針が住民の声を無視して決められたものであることを理由として、住民の意向に沿った復興計画とするよう求めるものであります。

事実関係であります。2番の意見にある「4か所の案」とは、市が平成23年7月23日に開催いたしました「第4回名取市新たな未来会議」で提示した資料を指すものと思われ。この資料を参考図面の9ページ以降に参考図面④として添付してございますので、御覧ください。

市は、震災復興計画を策定するに当たりまして、学識経験者と住民代表で構成されます「新たな未来会議」を開催し、その中で、現地再建を基本とした「A案からC案」のほか、参考として仙台東部道路西側への集団移転のイメージ案を提示しております。このイメージ案が参考図面の13ページになります。

市は、「新たな未来会議」から、閑上地区の現地再建案を内容とする提言を受け、平成23年10月に策定した「名取市震災復興計画」の中で、正式に閑上地区の現地再建方針を決定し、この計画は名取市議会でも承認されている状況であります。

事務局の見解といたしましては、名取市の震災復興計画は、市内部での正式な手続を経て決定されているものであり、当該計画への反対を理由とする意見書を採択すべきではないと考えてございます。

次に、⑤-3「津波防御対策」について御説明いたします。7番、8番、13番、16番の4通の意見書がこれに該当します。

意見の内容としては、「二度とあのような怖ろしい思いはしたくない」、「より安全な内陸に移転先を用意してほしい」というものであります。このことについては、①の「嵩上げに関する意見」の際に御説明いたしましたとおり、事務局といたしましては、現計画の津波防御対策は妥当なものと考えており、このことを理由に意見書を採択すべきではないと考えております。

次に、⑤-4「計画策定までの経緯」について御説明いたします。7番、8番、10番の3通がこれに当たります。

意見の内容は、市が行った、これまでの説明会等での対応を問題視するものであります。

事実関係といたしまして、これまで市が開催してきた会議や説明会、意向調査等について資料に記載してございます。

この中で重要なのは、「新たな未来会議」や市議会での議論を経て、平成23年10月に閑上地区の現地再建方針を含む「名取市震災復興計画」が策定されていること、平成25年4月から5月に直近の個別面談が行われ、その結果をもとに現計画が策定されていることであります。

事務局の見解といたしましては、説明会等での市の対応は、事業計画の内容とは言えないため、これを理由に意見書を採択すべきではないと考えております。

次に、「参考資料（別冊）2」の10ページを御覧ください。

⑤-5「住民意向」について御説明いたします。2番、4番、5番、6番、14番、この5通がこれに該当します。

2番、4番、5番の意見は、個別面談結果では仙台東部道路よりも西側に住みたいとする住民が多かったことなどを理由として、住民意向に合った計画とするよう求めるものであります。

事実関係であります。市は、平成25年4月から5月まで、追跡調査まで含めると7月まで、閑上地区の方々の移転希望を確認するために個別面談を実施しており、その結果が参考図面の15ページ以降でございます。

面談は、区画整理区域内の地権者935世帯、防集区域内の地権者1,347世帯に対してそれぞれ行われました。

「今後の住まいについて」という設問で、「移転先としてどこを希望するか」という問いに対する回答結果を参考図面の17ページ、18ページに掲載してございます。

区画整理区域内の地権者では、区域内への移転希望が256世帯で28.7%、区域外への移転希望が294世帯で32.9%と、区域外への移転希望者がやや上回り、防集区域内の地権者では、区画整理区域内への移転希望が286世帯で22.5%、区画整理区域外への移転希望が525世帯で41.2%と、区画整理区域外への移転希望が大きく上回る結果となっております。

次に、14番の意見は、「町の分散を避けるために現地再建方針を唱えているが、住民は既に転出している」というものであります。

事実関係として、個別面談結果では、対象者2,282世帯のうち500世帯、21.9%が既に地区外へ移転済みと回答している状況でございます。

次に、5番の意見は、「若い世代は既に転出し、災害公営住宅への入居希望者の多くは年金暮らしの高齢者で、将来的にまちは無人化するに違いない」というものであります。

事実関係として、閑上地区は震災前から高齢化率が高く、再建後も同様の傾向となることが予想されるため、市では、若い世帯が再建できるように、小中一貫校、公共施設、商業施設の再建なども同時に進めることにより、魅力あるまちづくりを推進していくこととしてございます。

次に、6-1の意見ですが、まず、学校にも住民の合意が必要であるという内容ですが、事実関係として、被災した閑上小中学校の移転先については、住民により構成される「閑上地区まちづくり推進協議会」で検討され、現計画の位置となったものであり、市の教育委員会でもその位置について承認している状況でございます。

また、「人口フレームの根拠に問題がある」という意見につきましては、参考図面19ページを御覧

ください。

大変細かい表で恐縮でございますが、これは、市が個別面談結果から区画整理区域内の人口を推計した「人口フレームの計算表」に当たります。一番上の表が、個別面談結果の生数字に当たる部分でございますが、市では、この個別面談結果をもとに、未定や未回答であった回答を、回答実数の割合でそれぞれの回答に配分するなど、必要な補正を加えた上で人口フレームを算定しております。

その結果、区画整理区域内では、現地再建 303 戸、災害公営住宅 560 戸、合計 863 戸分の住宅を整備する計画としており、これに被災前の平均世帯人員 2.75 人を乗じた約 2,400 人を人口フレームとして設定しております。

⑤-5 に関する事務局の見解としましては、市は、個別面談結果をもとに、必要な補正を加えて人口フレームを推計しており、推計値自体は合理的なものと認められますので、このことを理由に意見書採択すべきではないと考えております。

なお、推計値に対して希望どおりの移転先を整備する計画がないことについては、次の⑤-6 及び⑤-7 において御説明いたします。

⑤-6 「区域外における災害公営住宅の確保」について御説明いたします。3 番、9 番、10 番の 3 通がこれに該当いたします。

3-2 の意見は、「仙台東部道路の西側に土地を求めたいという希望者が 245 世帯いたのだから、希望どおり住宅用地を確保してほしい」というものであります。

この数字は、市が平成 25 年 5 月 16 日に個別面談の速報値として公表した「区画整理、防集それぞれの区域から、区域外の災害公営住宅への入居を希望している方の合計」246 世帯を指しているものと思われま。ちなみに、この数字は、市の最終集計値では 269 世帯となっております。

参考図面 19 ページを御覧ください。一番上の表が個別面談結果の生数字に当たる部分ですが、再建方法の欄で「③地区外災害公営」に当たる部分の合計値 269 世帯がこれに当たります。

市では、この 269 世帯のうち、第 2 希望で区画整理区域内の災害公営住宅への入居を希望している 115 世帯を区域内分に算入し、残りの 154 世帯を区域外の災害公営住宅希望者の実数としております。この実数を、区画整理事業の人口フレーム算定のため、未定や未回答だった部分を回答実数の割合でそれぞれの回答に配分した結果、区域外の災害公営住宅の希望者は、最終的には 206 世帯と推計しております。

この 206 世帯に対して、市は、仙台東部道路西側に災害公営住宅を 101 戸建設し、残る 105 世帯には、下増田地区の災害公営住宅や民間借り上げによる災害公営住宅で対応することとしております。

次に、「参考資料（別冊）2」の 11 ページを御覧ください。

9 番の意見は、「仙台東部道路の西側を希望する」というもので、市の計画では、現在この場所には災害公営住宅 101 戸の計画しかありませんので、やはり、区域外の災害公営住宅への入居を望む意見であると思われま。実際には、災害公営住宅への入居申込みはまだ行われておらず、平成 27 年秋ごろになる予定とのことでございます。

10 番の意見は、「西側に住みたいと願う住民の権利を認め、希望する場所に住宅を整備すること。区画整理地区内の最も海に近い位置に建設される集合型の災害公営住宅は、空き室が多くなる事態が目に見えており、高齢者世帯等の入居希望者に恐怖感を募られることになる。」という内容であります。

事実関係といたしまして、市が区画整理地区内で計画している災害公営住宅は、地区東側に 220 戸

の集合住宅，地区中央の県道沿いに60戸，地区西側に戸建住宅280戸の合計560戸となっており，地区東側の集合住宅については，避難施設機能を有し，2階以上に居住する形とするなど，堅牢建築物として整備を進めることとしてございます。

⑤-6に対する事務局の見解でございますが，10ページの最後に記載しております。

区域外の災害公営住宅は，市の推計によっても，希望者206戸に対し101戸しか建設されない計画であるため，105戸分は不足するという状況にあります。市は，不足分については，下増田地区や民間借り上げによる災害公営住宅で対応すると説明しています。

「閑上に近い場所で，少しでも安全な場所に移転したい」という意見の趣旨は十分理解できるものではありませんが，法令上，当審議会による意見書の審査は，関連事業も含めたオールマイティーなものではなく，あくまでも土地区画整理事業に関することに限られるわけであります。仮に，当審議会が「仙台東部道路西側の災害公営住宅の戸数を増やすべきである」と判断したとしても，そのことは，別事業である市の災害公営住宅の建設計画を修正することによってしか実現できないため，土地区画整理事業計画に対する意見として採択することはできないものと考えております。

なお，後ほど，⑤-7において詳しく説明いたしますが，「被災市街地復興特別措置法」，こういう法律がございまして，土地区画整理事業の一環として，特例的に地区外で住宅を供給できるという制度があります。「参考資料（別冊）2」の12ページに，この制度に関する資料を載せてありますので，合わせて御覧ください。

閑上地区は，この被災市街地復興特別措置法，いわゆる特措法といいますが，特例を適用できる条件を満たしておりますので，法令上はこの制度が使えることになっております。このことによって，通常の，いわゆる一般型の土地区画整理事業では行うことができない「地区外での住宅建設」が法律上可能でありますので，その意味において，地区外への移転先を求める意見であっても，土地区画整理事業計画への意見として成立し得るものと判断してございます。

しかしながら，この特例は，地区内の土地に対する権利の代わりに，換地処分として，地区外の住宅と敷地の権利を受け取る，というものであります。災害公営住宅への入居といいますのは，いわゆる市と住民の賃借契約であり，土地に関する権利が伴わないということになりますので，災害公営住宅の建設だけを求める意見は，当該特例によっても，この特措法によっても実現できるものではありません。土地区画整理事業計画に関する意見として取り扱うことはできないものと考えております。

なお，意見書を不採択としたうえで，別途，県に対して都計審が附帯意見を付す，あるいは名取市に対して審議会から建議を行う，こういった対応は可能であろうかと考えております。

次に，11ページに戻っていただいて，⑤-7「区域外における集団移転先及び災害公営住宅の確保」について御説明いたします。6番，15番の2通がこれに該当します。

これらの意見の内容は，区画整理区域内，防災集団移転区域内の両方の地権者について述べているもので，⑤-6で触れた災害公営住宅の増設に加え，自宅再建を，自立再建を望む方のために，まとめて移転できる集団移転先を整備することをも求める意見であります。

6-1の意見は，「現地再建を望む住民は25%にとどまり，内陸移転を望む住民は60%に達しているのに，なぜ内陸への移転先を増やそうとしないのか」というものであります。

ここで，もう一度，参考図面の19ページの表を御覧ください。

一番上の個別面談結果の数字で御説明いたしますが，対象者の合計2,282世帯のうち，「①の現地再

建」,「②の地区内災害公営」, これを選んだ方が 542 世帯。この 542 世帯が占める割合が 23.8 %であり,これが意見書で言う「現地再建希望者 25 %」に当たります。また,「③地区外災害公営」,「④地区外移転」,「⑤既移転」の合計が 1,319 世帯, 57.8 %であり,これが意見書で言う「内陸部を望む 60 %」に当たります。

これに対する市の対応であります, 災害公営住宅への入居を希望する方に対しては, 先ほど 3-2 で御説明したとおりであります。

移転して自宅を再建したい方々につきましては, 市は, その数を最終的に 652 世帯と推計してございますが, 閉上を現地再建するという方針のもと, 区域外には集団移転先を設けないこととしております。参考図面の 20 ページを合わせて御覧ください。

名取市内には, 美田園, 愛島など, 図面上で赤い枠で囲った位置に民間分譲宅地がございますので, そういったところへの個別移転を支援していくこととしてございます。

次に, 15 番の意見ですが, これが約 450 名の署名とともに提出された意見となっております。

「議案書 (別冊)」の 19 ページを合わせてお開きください。これは, 15 番の意見書に添付されていた図面でございます, 希望する移転先を点線で囲ってございます。意見書で言う「閉上岡区」というのは, この位置を指しております。

個別面談結果から, 防集区域の地権者だけでも 191 戸がこの位置への災害公営住宅建設を望んでいるのに対し, 市の計画が 100 戸のみであること。285 戸がこの位置での自宅再建を望んでいるのに対し, 市の整備計画が皆無であること。このことを指摘し, そのほかに区画整理区域内にもこの位置への移転を望んでいる方がいるのであり, この位置への移転先の整備を求める内容であります。

事実関係につきましては, 災害公営住宅については 3-2 で, 集団移転先については 6-1 で御説明したとおりであります。

⑤-7 に対する事務局の見解でございますが, まず, 区画整理区域外での災害公営住宅の確保を求める部分につきましては, ⑤-6 で御説明したとおり, 区画整理事業計画の内容とはなり得ないものと考えております。

区域外で自宅を再建したい方のための集団移転先の整備については, 通常は, 防災集団移転促進事業を使って, 市が移転先団地を買収・造成し, 移転希望者に売却あるいは賃貸する, という形が一般的であります, この場合には, 災害公営住宅と同様, あくまで他事業の計画を修正するという内容になり, 本土地区画整理事業の計画を修正する内容にはなりません。

ここで, 「参考資料 (別冊) 2」の 12 ページを御覧ください。「被災市街地復興特別措置法」について再度説明します。

大規模な震災被害を受けた市街地では, 緊急かつ健全な復興を図るために, 被災後に建築制限をかけることができるほか, 土地区画整理事業においても住宅供給のための特例が定められています。その特例の 1 つとして, 同法 16 条において, 「区画整理事業の施行者が地区外に住宅を建設し, 地区内での換地を希望しない宅地所有者に対して, 清算金の代わりに, 住宅やその敷地の権利を与えることができる」というものがあります。11 ページに戻りますが, この特例を適用すれば, 区画整理区域内の地権者は, 換地を受け取る代わりに, 地区外に住宅を取得することができるわけでありませぬ。

この意見書には, どのような手法を適用すべきかは明示されておりませぬが, 何らかの事業によって仙台東部道路西側への移転先の確保を求めているのでありませぬ, 事業計画に上記特例を活用する

旨の修正を行えば、意見の主旨を実現することが可能である以上、この意見は区画整理事業計画に対する意見として取り扱うべきものと考えております。

地区外での自宅再建希望に関する最大の論点といたしましては、市が推計した区域外希望者 652 世帯に対しまして、希望する位置に集団移転先が整備されていないことであろうと考えております。住民にとっては、土地区画整理区域内に移転するか、民間分譲団地等へ個別に移転するかを迫られている状況であります。

これだけ多数の意見書が提出されたことは重く受け止めるべきと考えておりますが、その内容が市のまちづくりの方針そのものに深く立ち入る内容であり、市の裁量権に属する事項であるため、事務局である県が、審議に入る前から議論の方向性を示唆すべきではなく、関係人の意見陳述や審議の内容を踏まえながら、審議会の総意として、その方向性をまとめていきたいと考えております。

なお、防集区域内の地権者につきましては、現時点では土地区画整理事業の区域には含まれておりませんので、上記特例、いわゆる特措法の特例を活用することはできませんが、理論上は、区画整理の施行地区を拡大するなどして行えば、この特例を適用した区域外移転も可能であると考えてございます。

ただし、その場合は、区画整理の施行地区を変更するという、人口フレームを含めた事業計画をいちから見直すということにつながりまして、修正には多大な時間を要する可能性があると考えております。こういったことにも留意すべきかとは思いますが、いずれにしても、地区外の移転希望者に対しましても、特措法の適用をして、地区外への移転は可能であります。なお、この法律の適用につきましては、国土交通省市街地整備課の見解も得ているところでもございまして、当審議会が、この特措法の特例によることを理解して意見書を採択すべきであると判断した場合は、知事はその旨の修正命令をすべきということについては、この見解をいただいているところであります。

私からは以上であります。

○森杉議長 ありがとうございます。

審議を始めるに当たりまして、御質問ございましたらどうぞ。

○仁田委員 後半で、最後に課長が方向性を出されたからちょっと安心したんだけど、結局住民の方々の意見に関してはほとんど採択すべきでない。私は、先般、都計審の委員で行く前に、閑上の現地の方々とちょっとお会いしました。そうしましたらちょうど中学生と小学生の方々がおられて、また母親もおられて。もうこの近くに我々が住みたいということはない。現状でも、まあトラウマになっていまして、海を見ると怖い。お風呂に入るのまで怖い。そう現実をいつている件があるんですよ。だから私は、この事務局の原案、採択すべきでないとかすべきだとか、まあ方向性としてはやむを得ない面があるのかなと思うけれども、もうちょっと住民の考え方を斟酌すべきだったのかな。まあこれで僕らが意見として、何ら方向性を変えるものではありませんけれども、そういう意見が多いですよ。どうですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 事務局の整理といたしましては、当審議会で知事が求めていますのは、この意見書を採択すべきか採択すべきでないかということを求めています。採択すべ

きであるという場合においては、知事は所定の修正命令をかけるということになります。所定の修正命令は、当然これは土地区画整理法に基づく手続でございますので、法律上、適法であるかどうか、いわゆる法律によって実現しないものについては修正命令ができません。たしかに、地区外に移転して、災害公営住宅を作っていただきたい、こういう気持ちは十分分かつたとしても、知事が土地区画整理法に基づいて修正命令をかけるということにはならないので、そういう意味で、非常に、言い方としてはおっしゃるとおり、冷たい言い方ではあります、法律に照らしてどうかというところを述べさせていただきました。

○仁田委員 もちろん、最終的には僕らは法律的に決まった審議会ですから、当然そういう方向性は大事なんだけど、私としては、先ほど議長にもちょっとお話ししたんだけど、前段で、事務局の見解まではいいんだけど、その後の採択すべきでない、すべきである、まあ最終のこの部分でちょっと救われた面もあるんだけど、こういう方向性を出しながら、我々に審議をしてくれというのは、厳しい話かなと。法律的なことも、だいぶ先生方みんな知っている、今課長が説明したようなことはみんな分かって理解して来ているんですよ。そういう意味ではもうちょっと、震災復興で大事なものは、課長、法律ももちろん大事だけれども、住民の方々のそこに住むか住まないかの意見の斟酌というのはすごく大事なんですよ。永住の地を求めて、さっきの子ども話じゃないけれども、もう海の近くは、いくら嵩上げしてもいやだという意見も多いし、そうしたら当然、そういう意見も容れながら、進めなければならないと僕は理解しているものです。まあ法律的なことは、それは分かります。ここでやれることとやれないことがあるから。ただ、方向付けとして、あまりにもずっと、採択すべきでないという意見だけでずっと並んでいるから、僕はちょっと奇異に感じました。今までこの審議会で出された中で、執行部が事務局見解を出したことはないでしょう。異例なことですよ。だから、もうちょっとその辺は配慮すべきだったのかなと。以上です。どうですか。

○森杉議長 私の解釈としてはですね、法律的な観点で、採択すべきかどうかというかたちのことを求める根拠を、県側は説明して、そしてそれで原案がないというかたちでは、議論を進める糸口がないために、私としては、あった方がいいと思っています。ただし、おっしゃるように、この原案に対して、附帯意見がいかなるかたちであるべきかということについての県の見解とかはあまり詳しくなかったものですから、その辺が心情的に問題があったようには思いますけれども。しかし、こうやって原案は一応出てというかたちのほうが、今までの審議会でも同じだったと私は思っていますけれども。そのへんいかがですか。一応原案はありますよね。

○仁田委員 議長の見解は分かりましたけれども、いずれ、僕らがいろんなものを審議する場合には、方向性がびしっと決まっちゃって、これは採択すべきだ、最後には採択すべきでないとか、それから意見陳述の件で、最後には修正もあるんですよ。そういうことであれば、私は事務局原案までは要らなかったなと。逆に言うと、この手前で、事務局の見解までで止めてほしかったなと。これは住民の意思を考えるとそうなんです。あらゆる面が、皆さんせっかく意見を出してくれた中、ほとんど採択すべきでないという方向性が、私はちょっと合点いきませんでした。ま

あ我々、県議会でいろんな意見を言った中でも、執行部がここまではっきりと方向性を出してきた意見はありません。そこまでやれば、我々に対する越権行為ですから。まあ審議会をもうちょっと大事に思っただいて。また今回の復興では、大事なのはやっぱり住民の意思なんですよ。その辺も斟酌をしていただいて。どうですか、事務局として。

○事務局（櫻井都市計画課長） 申し訳ございません。一度頭の整理をしてはどうかと思ひまして、書かせていただきました。もう一度いいますが、採択された場合、知事は必要な修正を求めることをしなければいけないので、そのときに、修正命令として出せるのは、地区外に特措法を適用して団地を作ること、ということは、修正命令として出すことができます。その他の、災害公営住宅をもっと作れとか、そういったところは区画整理法に則してはなかなか難しいということをお伝えしたくて、この整理をさせていただいたということでありまして。住民の方々まで、全て斟酌して変えられるかというところではなくて、ある意味、純粹にそのまま書かせていただきました。

○小野田委員 例えば、隣に木下先生、法律の御専門ですけれども座っておられますし、私は建築、都市計画の専門ですが、しかしながら、法律の運用、かつ条例の運用、またこの都市計画審議会における様々な権限については、素人です。ある程度専門家といえますか、実際に仕事を回しておられる行政マンから、こういう手段が使えますよという提示があるのは自らの不勉強をさらしているようで恐縮なのですが、実際参考になります。なので、仁田先生がおっしゃったように、「採択すべきでない」とはっきり書かれるのは、ちょっとどうかなあというふうにも感じております。まあこの都市計画審議会が何故あるのかというふうなことを考えますと、やはり先ほどから御指摘されているように、民意をどういうふうに反映するかとか、法律並びに条例、政令の運用だけではない、さまざまなものを取り込んで、フレキシブルに時代のニーズに合わせて、正しい判断をするためにあるのでしょうか。責任は重いですが。そこにおいて、知事がかなりの権力をもって執行するということは、土地区画整理法に基づく中で、かなり限定されることは自明ですが、先の都計審の主旨に照らせば、審議会の中での附帯意見というかたちで、大きくメッセージを発することも可能なはずですよ。ですからまずは、どのようなメッセージがふさわしいか、しっかりと議論することはできると思っておりますが、いかがでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 別綴りで、都市計画審議会の議決後の流れということでお配りしております。繰り返しの説明にもなりますけれども、ここに2つの表が書いてございます。意見書を採択すべきでないということになれば、当然不採択になりますので、市の示した事業計画案は、そのまま認可されて、土地区画整理事業計画が決定されます。意見書を採択すべきであるということになりますと、知事は土地区画整理法の55条の4項の規定になりますけれども、一定の修正命令を、土地区画整理法に基づいてかけると、こういうかたちになります。先ほど、小野田委員がおっしゃった、附帯意見、あるいはその他の手法ということになるわけですが、例えば、附帯意見による県の指導を促すといった場合。意見書は不採択だけれども、例えば、やはりもっと市と住民が話すべきだというような附帯意見を付して、やる場合もございます。また、都市計

画法の77条には、都市計画審議会が、地方公共団体に対して、県ではございません、地方公共団体に対して、直接建議ができます。都計審の意思として、こうすべきであるというようなことを言うことができます。上の2つの場合は、基本的には、強制力といいますか、そういったものはないわけでありまして。下のものは、法律に基づく命令でございますので、そういった強制力は出てくるわけでありまして。

○仁田委員 この都計審の流れというのは、とくと課長から資料をもらったから分かっているんだけれども、その前段で、あまりにも作爲的にやり過ぎたから、私は注意したんです。方向性が出されるものを、審議会で、法律上いろいろあったとしても、それはよくないんだよ。これは、やっぱり方向性は、いろんな意味での審議を今からするんだから、この流れなんていうのは説明をもらって、そんなことはよく分かっているんだから。今後そういうことで事務局としても、我々の審議が事務局の案で左右されることのないように要望しておきますから。

○佐藤委員 仁田委員の心情的なところは非常に分かるんですけども、事務局の書き方だと思うんです。「採択すべきでない」という書き方しておりますが、中身的には、今回は被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見になるかどうか、ということだと思うんですよ。ここで「採択すべきでない」ということは、事業計画に対する意見に該当しないという意味で書かれたのかな、というふうに私は認識していたんですけど。ですから、該当するかしないかという中で、最後の中で該当する部分が出てきていると、いうふうに理解しておりました。

○仁田委員 ここでいろいろ止めるわけにはいかないんだけれども、もちろんそうであれば、そういう内容は、この「事務局の見解」というところにあるんだから、この審議会に付すべき内容でないと、それでいいんですよ。結果まで採択すべきでないというから言っているんです。そこはやっぱり、事務局の配慮として、せっかく今日は傍聴人の方もいっぱいおられるし、市長さんもおられる。僕らもいろいろ考えながらやるわけだから。事務局の見解だけでよかったんですよ。

○森杉議長 以上のような議論を十分お考えの上、ただいまから、意見書提出者の御意見をお伺いし、それから、佐々木市長の御意見をお伺いしたいと思います。議論の論点が明確になったことは、大変望ましいことであると、こう思っております。

それでは、写真撮影は、おやめください。

それでは、お手許の「意見書提出者の口頭陳述申立の状況」にありますとおり、13番の意見書提出者と、15番の意見書提出者のうち2名の方の、計3名が口頭陳述を行います。

それでは、15番の意見書提出者の1人目の方に陳述を行っていただきます。15番の意見書提出者の1人目の方（以下「陳述人A」）、陳述人席へお願いします。

（陳述人A、陳述人席へ）

○森杉議長 陳述人の方は、事前にお渡ししております「口頭による意見陳述に当たっての留意事

項」にありますとおり、今回提出された意見書の趣旨に沿って意見を述べられるようお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から、陳述人本人以外の個人が識別されうる情報に関する陳述はしないように御留意願います。

陳述の時間は、概ね5分程度とさせていただきますが、その後、各委員から質問等がある場合には、質疑に応じていただくこともありますので、予め御留意願います。

そのほか進行につきましては、一応私の方で指示いたしますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、陳述をよろしくお願いいたします。

○陳述人A 今日、こういう席に、口頭陳述というかたちで出ることができました。いろいろ思いのままに述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほど来、市の方の計画に対しての、東部道路西側にもう少し、考えてもらえないかというふうな意見について、縷々話がありました。

我々が「閑上」といった場合に、東部道路から西側というのが、「閑上」という名称は入っていないんですね。ところが我々は小さい頃から、東部道路の西側も含めて「閑上」という判断なんです。ですけども、今回の震災で、何とも話しがたい現状下におかれた住民の皆さんが、どうしても西地区の安全な地区に何とか住まいを設けたいと。その切実な願いが、今のところ叶っていないわけです。現地復興というかたちで計画、それも大事な場所ですから、それはそれとして、よしとしても、西側地区に、先ほど来数字も示されているとおり、結構な人数が安心を求めて、やむを得ず西側地区に、同じ閑上地区内にとどまって、閑上の再興を期したいなという考え方があるわけで、我々がこの意見書にまとめたとおり、今の100戸のみというだけでなしに、住民の意向に基づいた移転先、これを考えてもらえないものかなと。そこが一番なんです。

どうしても我々、私がこういうふうにして意見を述べさせていただきます。そうしますと、「閑上地区の再建計画が示されているにもかかわらず、別の意見を述べて、せっかく方向性が見えたのに、反対意見でないか」とどうしても捉えられがちなんですけれども、現にそういうふうにして捉えられたこともあります。ここで言う必要のないことかも知れませんが。

でなくて、当初からですね、同じ閑上地区でも、とにかく今の現状を踏まえて、東部道路が防波堤になったというのは、誰しもが実感しているわけです。その西側地区というのを、計画に入っていないかたちでずっと進んできたんです。今回最終にいたって、100戸のみを、その位置に集合住宅と戸建てと、両方作る計画を示されました。到底それで間に合うものではないという我々の考えがあるものですから、集合住宅にしても、要するに災害公営住宅だけで計画を、100戸という数字を、例えば作ったにしても、今後のことを考えますと、そこに入る人というのは、必然的に、人口構成からいきましても、閑上地区というのは結構な高齢化した人たちが多く住んでいたものですから、何年後かにはもう空き家になっちゃうのではないかと。そうではなくて、ひとつのまちとして、まずは閑上地区に新たなまちを作ると。建設的な意見で提案しているつもりなんですけれども、そこに戸建て、若い人たちも含めるといことは、一般の宅地を求める人もいるわけですから、閑上から出て行くというのを阻止するためにも、ここにこういう受け皿があるよと

いうのを示してほしいなというふうな意見なんです。

どうしても、最近ニュース等で見ますと、せっかく合意形成がされた計画も、なかなか思うように入居者がいなくて、だんだんだんだん人が目減りしていつているというふうなことも聞きますので、計画が遅れるということには我々も心悩むところはあるんですけども、先ほどからもいろいろ話が出てましたように、住民の気持ち、これを一番に考えてもらったまちづくりというのは、絶対的に必要ではないか。そう思いまして、意見書にまとめた次第です。

以上です。

○森杉議長 ありがとうございます。

ただいま陳述いただきました意見書提出者の方に、御質問ありましたらどうぞ。

○仁田委員 実は私の地区も、七ヶ浜町の吉田浜地区で、被災を受けているんです。花溯地区もあります。ところが、花溯地区の人たちが、今言われたように吉田浜地区に移るというのは抵抗があるんです。だから今おっしゃったように、閑上をもっと盛り上げたいというのは皆さんの合意でしょうから、この地区を、例えば高台で安全なところで、もう一度閑上の再開をしてもらい、その気持ちは私は痛いほど分かります。

ありがとうございました。

○森杉議長 他にどうぞ。よろしいですか。

○小野田委員 後で、市長さんからも御説明を聞いてからと思ったんですが、陳述人さんが退席されるともう質問の権利がないわけですよ。

○森杉議長 必要であれば、また後から、お話を聞きたいと思います。

○小野田委員 じゃあ、市長さんの説明を受けてから聞きます。

○森杉議長 よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございました。後ほどまた質問があるかも知れませんが、よろしく願いいたします。

(陳述人A, 傍聴席へ)

○森杉議長 それでは、次は、13番の意見書提出者の方に陳述を行ってもらいます。13番の意見書提出者の方(以下「陳述人B」)、陳述人席へお願いいたします。

(陳述人B, 陳述人席へ)

○森杉議長 繰り返しになりますけれども、御意見いただくに当たりましては、今回提出いただいた意見書の趣旨に沿って意見をいただきたいとお願いいたします。

それから、個人情報保護の観点から、陳述人本人以外の個人が識別されうる情報に関しては、陳述をなさらないように御留意お願いいたします。

概ね5分間の陳述をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○陳述人B 私は閑上七丁目に住んでいた被災者の一人です。今日はこのような場で、私たちの様々な思いの意見書が取り上げられたことを、私は大変うれしく思っております。どうか、正しい方向へ、指導していただけますようよろしくお願いいたします。

名取の復興がどうしてここまで遅れているのでしょうか、ということです。私が思うには、最初から名取市は、被災者住民の声を聞かなかった、意見を聞かなかったというところにあるのではないかなと思っております。何故、現地再建、現地復興が基本なのか、ということに、すごい疑問を抱いております。反対意見がでて、反対討論を行っても、採決の結果、「賛成多数で決まったの」の一言で終わりのような気がしています。私はとても、怒りと悲しさを感じております。

被災住民の面談で、意識調査の後提出した復興計画。これを見ますと私は、疑いすら覚えてしまうような、不条理なものでした。私は最初から、西側に住みたいという意見を出しても、そのあと市役所からは電話が来て、「西側はすごく住む人が多いので、住めませんよ」というような電話までいただきました。何でこんなふうに攻撃されて、100人が100人希望を叶えてもらうとは思っていませんが、こんなに大勢の方が希望しているのに、叶えてもらえないのかなと思って、すごく悲しく思っています。

私も閑上で生まれ閑上で育った、閑上をとっても愛している人間です。閑上から離れたくないという気持ちは分かるんですが、あのような辛い、悲しい津波を経験すると、とてもあそこには住めない気持ちでいっぱいです。だから私たちは、東部道路が今回は防波堤の役目を果たしてくれたので、東部道路から西側、そこはもともと閑上の人たちと一緒に生活してきて、町民運動会でも何でも一緒にやってきた仲間です。そこに越せば、私たちは閑上の名を忘れることなく、そして、閑上のことをいつまでも思うことができるんでないかなと思、西側に安全で安心なまちを作ってください、災害住宅を作ってください、戸建て住宅を作ってくださいと言っても、240名の希望者がいるのに対して、市側は100くらいの数字しか出していません。

どうか私は安全で安心な安住の地を求めるために、西側にどうしても住みたいという思いで、そのことをよろしくをお願いいたしたいと思っております。

○森杉議長 ありがとうございます。

それでは、御質問ございましたら、どうぞ。

よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございます。

(陳述人B、傍聴席へ)

○森杉議長 それでは次は、3人目の陳述をいただきます。15番の意見書提出者の2人目の方に陳述を行っていただきます。15番の意見書提出者の2人目の方(以下「陳述人C」)、陳述人席にお願いします。

(陳述人C、陳述人席へ)

○森杉議長 繰り返しになりますが、個人情報の保護の観点から、陳述人本人以外の個人が識別される情報に関する陳述はなさないように、よろしくお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○陳述人C 私、閑上生まれで閑上育ちの者です。そして今は、仮設の自治会長をしております。

それで、私は本当は、いっとう最初の計画では、閑上に戻るつもりだったんです。そしたらだんだん二転三転して、今の現在の地図で見ると、大体閑上のお寺さんのところに集合住宅が建つんですね。私はもうそれを聞いてからは、先祖様の頭を踏みつけるような感じで、そういうところには行けないと。ただ私は何も、市役所の計画には反対しているのではないんです。ただ私たちの意見の、西側にも設けてくださいというだけなんです。それでうちの方の自治会でも、やっぱり三百何十人、400人近くおりますけれども、もう年寄りなんかはもう、「お寺の方に立ててもらったたら、もうこの仮設でいいんじゃないか」と、そういう意見もいっぱいあるんです。それですから、やっぱりその辺市の方でもなるべく考えてもらって。

私も、最後の最後だったんです、逃げたのが。うちの町内会の役員もやっていて、最後に二人だけ、私と残った人が、亡くなったんです。いまだに行方不明なんですけれども。私の車にさえ乗せて逃げれば助かったんじゃないかなと思って、それだけが一番悔しい。

だからそういうことも踏まえて、なるべく私たちの意見も、取り上げて、西側の方にもある程度、認めてもらって、みんな仲良く、閑上という名前で暮らして行けたらいいんでないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○森杉議長 ありがとうございます。

御質問ございませんか。お願いします。

○仁田委員 私も実は閑上、あの町しょっちゅう行ったことがあるんですよ。でもこないだ行ってみて、もう現況がすごくて、あの波の高さいろいろ考えると、多分大きなあのお寺さんのところの、嵩上げではなかなか厳しいのかなと、そういう私も意見を持ちました。全く同感です。でも皆さん復興住宅に戻りたいという気持ち、自治会長さんだから余計力づけてあげて、こういうのは千年に一度だけれども、村井知事さんも一生懸命、復興だけでなく発展もさせたいと言っていますから、是非がんばってください。

○陳述人C ありがとうございます。

○森杉議長 御質問ございませんか。

私の方から。現在、仮設住宅にお住まいということですが、その生活はいかがでございませうか。今後も、かなり長引くような感じだと思っておりますが、そのような生活の状況はいかがな状況かを知っておきたいと思っております。

○陳述人C うちの仮設の方では、大体いろいろなものが揃っております。ですけれども、どうしても、狭さがあるんです。いいところ、2人寝たら、もう寝られない状態なんです。狭くて。だから結局3人4人となると、どうしても2つ位預けてもらわないとだめな状態なんです。

○森杉議長 御質問ありませんか。よろしゅうございませうか。

それではどうも、ありがとうございました。

(陳述人C, 傍聴席へ)

以上で、予定の方々の全ての口頭意見陳述をいただきました。

それでは次に、名取市の佐々木市長に、本事業計画に関する方針をお聞きしたいと思います。佐々木市長、発言者席の方へお願いします。

(佐々木名取市長, 発言者席へ)

それでは、本事業計画に関する名取市の方針を御説明をお願いします。

○佐々木名取市長 名取市長の佐々木でございます。

本日は、名取市の閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業に関する意見の陳述の機会をいただきまして、ありがとうございます。

震災から2年7か月になろうとしておりますが、一日も早い復興を目指して、現在取り組んでいるところであります。

今回御審議を頂いております閑上については、よく御存知の方もおいでになると思いますが、御紹介をさせていただきますと、名取川の船溜まりとして古来より集落が形成され、漁業の町として栄えてまいりました。地名の由来をたどりますと、平安時代に遡ります。諸説ある中、養老元年、西暦ですと717年に漁師の治兵衛なる者が波間に光る御神体を引き上げ、以来、この浜をゆりあげ浜と呼ぶようになったと言ひ伝えられております。今回と同様規模と言われております貞観津波に襲われたのが貞観11年、西暦869年になりますから、この貞観津波の150年以上前から、この閑上に人々が住み続けていたということになります。また、閑上の地区内の寺社の歴史を記した開寺記録によりますと、観音寺は1337年頃に、東禅寺については1570年頃から存在するとされております。鎌倉時代には当時としてはかなり大きな集落が存在していたということで、閑上はこのように、非常に古い歴史を持った町であります。

また、地区内を流れる貞山運河は、伊達政宗が仙台城築城前の1597年から開削を始め、江戸時代には漁港としてこの閑上が栄え、仙台北下の台所を担っていたと言われております。全国的にも有名なアカガイをはじめ、沿岸漁業で栄えた町であり、近年では、ゆりあげ港朝市、サイクルスポーツセンター、閑上海浜プール、ゆりあげビーチなど、市民をはじめ多くの方々が訪れるなど、活気のある町でありました。ただ、永い間、大きな津波の被害がなかったために、津波に対する認識や備えが十分とはいえず、今回の津波では、多くの人命や家屋・財産を失うという、甚大な被害を受けることとなりました。

この名取市の震災復興計画については、事務局の方からも詳しく説明をいただいておりますが、まず最初のスタートは、学識経験者や各種団体の代表、市民の代表からなる24名で構成する「名取市新たな未来会議」において最初の検討がなされました。第1回目の会議は、平成23年5月22日に開催されまして、この未来会議は震災復興計画の策定に当たり、市民の意向を反映させた提言を行うため設置されたもので、計8回にわたる検討の後、提言書が提出されたものであります。

その間、市民の誰もが参加できる「名取市震災復興市民100人会議」をはじめ、商工業者やPTA、まちづくり団体、被災者グループ等との意見交換、ヒアリングの実施、地域懇談会の開催、市民の意向調査など、市民の意向を反映させるため様々な取り組みを行い、検討を重ねて参った次第であります。

震災復興計画では、津波対策の方針として、永い間大きな津波被害がなく、津波に対する認識が不十分であったということから、想定すべき津波のスケールを見定め、これに対応した防波堤などの施設整備、安全に避難できる避難路の確保や、身近な避難施設・防災公園など都市基盤施設の整備と、緊急時の情報伝達システムの構築、コミュニティにおける日常的な防災訓練など、ハードとソフトを合わせた総合的な対策を図ることで、仮に今回と同様の規模の震災が起きても、家屋が流出することなく、被害を最小限にとどめることを目標に、想定された津波に対して、1次防御ラインと2次防御ラインによる多重防御と、市街地の浸水を防ぐために現況より3m盛り上げるといふ、盛土を行い、安全の確保を行うことを基本としているところであります。

閑上の既存市街地を放棄し、新たな移転先を確保した再建は、優良農地を潰すことになり、土地利用が難しい災害危険区域を増やすことになり、建設コストも増大します。また、1100年以上前の貞観津波を経験しながら、海があったからこそ形成され継承されてきた閑上の町の歴史を大事にすることも、我々に課せられた大事な使命であると考え、二重三重の安全を確保した上で、土地区画整理事業による再建の道を選択したものであります。

その後、平成23年10月11日に、「現在の位置での被災市街地復興土地区画整理事業による現地再建の基本方針」について、議会の議決をいただき、名取市震災復興計画がまとめられ、津波被害を教訓に災害に強い町を再構築することはもちろんのこと、地区全体で防災力を高め、安心して暮らせる町を現地に再建することとしたものであります。

具体的な事業計画を検討するに当たりましては、平成23年12月に現地再建を基本として、住民意向を反映した事業計画を策定するため、閑上地区の町内会長やまちづくり団体代表、経済団体代表、公募委員の15名からなる「閑上復興まちづくり推進協議会」を設置して、魅力ある閑上づくり、公共施設の配置、避難方法などについて意見をいただき事業計画に反映させてまいったと

ころであります。

また、その間、閉上復興まちづくり意向調査の実施や土地区画整理事業に関する地区別説明会の開催、個別面談の開催など、合意形成に向けた取り組みも重ねてまいりました。

この間、被災地域の今後の土地利用計画や、多くの買い取り希望者への対応などから、海側の一部地域について、防災集団移転促進事業を併用することについて検討してまいりましたが、同じ被災地域でありながら、被災者支援に大きな格差が生じることから、この事業については、断念せざるを得ない経過がありました。その後、国の支援方針が変わり、自治体独自に区画整理区域内の被災者に対する支援が可能となり、最終的には、今回提出しております事業計画で、閉上市街地の海側の一部を対象とした防災集団移転促進事業と併用する形で、被災市街地復興土地区画整理事業に取り組むとしたものであります。

本年4月から実施いたしました区画整理区域及び防災集団移転促進事業区域を合わせました2,167人の個別面談の結果については、先ほど資料を御覧いただいたとおり、お手元の資料の参考図面15ページから18ページのとおりであります。

これらの結果をもとに、土地区画整理事業の人口フレームを算定し、宮城県や国土交通省、復興庁との調整を図り、8月2日、復興庁の事前了解をいただき、事業計画書を取りまとめて、事業認可の手続きを進めているところであり、去る9月30日には、名取市議会で「仙塩広域都市計画事業名取市閉上地区被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例」について、賛成18、反対2で可決されているところであります。

また、9月26日の名取市議会、東日本大震災復興調査特別委員会の第2回中間報告では、平成25年2月20日に「新生なとり市民の会」から提出された「閉上地区被災市街地復興土地区画整理事業に関する集団移転先を区画整理区域外に求める請願」について不採択となった審査結果の報告や、10月中に土地区画整理事業の認可を受けることを最優先として進めるべきこと、その上で、今後も被災者の声を拾い続け、実施計画の段階で修正すべき点については、粘り強く取り組み、実現に向けて努力されるよう市当局に提言していくこととされたところであります。

平成25年8月7日に「新生なとり市民の会」から「閉上復興まちづくり計画の区画整理区域の西に集団移転先を求める陳情書が提出されております。その内容は、「名取市が調査し発表した結果からは、区画整理区域内居住希望者と同程度の住民が、東部道路近辺への移住を希望しているのは明らか」として、1つ目として、「移転先として、災害公営住宅と戸建て住宅を併せて、区画整理区域の西に建設すること」、2つ目として、「東部道路西側に災害公営住宅を先行建設すること」、の2点が陳情されております。

災害公営住宅につきましては、被災者の要望を受け、区画整理区域外に約100戸を整備することとしております。これは閉上の、いわゆる岡区と言っております、農村地域の高柳及び大曲地区が農業集落排水事業区域であり、処理能力に限度があることなどから、戸建て住宅50戸、集合住宅50戸を整備すべく取り組んでいるところであります。

面談結果では、土地区画整理事業区域外の災害公営住宅への入居希望者269人に対して、第2希望としての区域内災害公営住宅について入居しても良いとされた方々115人を除く、154人に対しまして、約100戸の整備となるわけではありますが、その中には、下増田地区へ建設を進めております災害公営住宅（戸建て42戸、集合住宅50戸）であります。ここへの入居を希望されている方

が多くおいでであります。先行して建設を進めております下増田地区の災害公営住宅建設戸数92戸に対しまして、現在のところここへの入居希望は、44戸になっており、今後、入居意向を確認しながら進めてまいります。不足する場合には、閑上の災害公営住宅が不足する場合には、名取市災害公営住宅整備計画にも位置づけがありますように、民間住宅の借り上げによる災害公営住宅の整備についても検討を進めてまいりたいと考えております。

また、面談結果によりますと、「土地区画整理区域外に自分で住宅を取得して移転したい」という方は453人となっております。しかし、この数の中には既に移転先が決定している方など128名が含まれていることから、残りの325名について、現在、決定した移転先、検討している移転先について改めて意向確認を行っているところであります。

集計の途中ではありますが、10月9日現在で、区域外への移転希望者325人のうち、85名の方から回答を頂き、東部道路西側の閑上地区に移転を希望された方は7名で割合にすると8.2%であります。閑上地区以外に移転したいという方が49名、割合といたしますと57.6%なっているところであります。

移転先の候補地として、市街地を希望される方には、住宅情報の提供を行うとともに、名取市が所有しております宅地についても提供してまいりたいと考えております。また、東部道路の西側の調整区域への移転を希望される方には、その戸数を精査し、柔軟に対応することも検討してまいりたいと考えているところであります。

東部道路西側は、地元では岡区といわれる農村地域であります。農家の方は、これまで独自のコミュニティを形成しており、そのコミュニティの中に町区の住民が入ることになりますので、お互いにその立場を尊重しあうことが大切になってまいります。また、農村部には生活必需品を購入できる店舗などもなく、日常の生活は自動車の利用が不可欠となってまいります。農家は農業経営を継承していくことから家族が多く、自動車も複数台所有していることから、農村集落での生活も可能となっておりますが、このような環境で、被災した高齢者世帯が生活していけるのかどうか、将来、新たな集落が存続していけるのかどうかと心配な面もございます。

また、平成25年3月21日には、「閑上復興の早期実現を求める陳情」が提出され、それぞれの生活再建を望む被災者のために、閑上地区復興事業の早期着手と、住民への丁寧な説明及び懇談の場を持つよう求められており、早期の事業認可と事業推進、譲渡希望者の土地の買取り、災害公営住宅の早期建設など、多くの被災者が望む復興に向けた取り組みを積極的に進めてまいる必要があります。

昔から津波を経験して高台へ移転したものの、生活に便利な沿岸部に戻り、再び津波に遭うという悲劇を繰り返してきた例も数多くあります。

高台、あるいは内陸部への集団移転は、ある意味、比較的容易な事業であるのかもしれませんが、しかし、小規模な移転先で被災者が、これまでと同様な暮らしができるのかどうか、大変心配であります。

このようなことから、名取市としましては、農村地域に新たな小集落を形成し、居住区域を分散させることは、将来のまちそのものの活力の低下の要因となることが考えられ、まちの持続性の面からも都市計画の長期的な視点から課題を残すと考え、土地区画整理事業の現地再建を選択したものであります。

また、仙台湾岸の多くの地域が、陸側移転を選択しておりますが、閑上は、南部海岸で唯一の市街地を抱える町であります。高い確率で発生が予想されております南海トラフの巨大地震が、仮に日本を襲った場合には移転すべき背後地がありません。現在、進めようとしております沿岸部で安心して暮らせる職住近接型のまちづくりは、その復興のモデルとなり得る計画でもありますので、この計画の実現には、非常に大きな意義があるものと我々も考えております。

閑上の復興をこれ以上、遅らせるわけにはまいりません。

ここでの審議ということが、我々にとっても大事な審議と捉えております。

今回の面談結果によりますと、235名の被災者が土地区画整理事業の早期着手を望んでおります。また、435人の被災者が住宅再建のための土地の早期買取りを希望し、422人の方々が災害公営住宅の早期建設、入居を望んでおります。

我々には時間がありません。時間が経てば経つほど、閑上に戻る人がいなくなっております。

今後も、誠意をもって住民の皆様と一丸となって復興事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員各位におかれましては、この計画について御理解を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

なお先ほど、意見の陳述の中に、お寺、あるいはお墓の上に災害公営住宅を建てるといような御意見がありました。これについては、墓地、あるいは寺院の用地については、建物は建てないというふうな計画で進めたいと考えておりますので、この点についても御理解賜りたいというふうに思います。

本日はありがとうございました。

○森杉議長 ありがとうございました。

委員の皆様から、佐々木市長に御質問ございましたら、どうぞ。

○小野田委員 佐々木市長、丁寧にご説明いただきましてありがとうございました。

復興事業は、住民の皆さんのお考えも第一にしながら、歴史の問題ですとか、事業をどうやって進展するかということも勘案すべき多元方程式でございますので、そこら辺を非常にわかりやすく説明いただいたかなというふうに思います。

私がちょっと疑問に思いますのは、名取では、初期にしっかりと民意調達をやられた。非常に高名な都市計画者が入られて、しっかりとやられたはずなのに、何故今こういうことが起こっているのかということです。私どもの大学も、例えば石巻市ですとか、非常に厳しいところを抱えておまして、本当に大変でございます。そこでは、学識という偉そうなかたちでなくて、住民の皆さんと本当に膝詰めで、ときには罵声を浴びせられながら、でもやはり、確率論的には500年に1度をどう考えるかという話とか、地域がずっと抱えてきた文化をどう考えるかという、かなり今市長がおっしゃったような難しい話を、住民の皆さんと一緒に、納得していただけるまでずっと話をしたりしております。名取におかれましては、いち早くそういう民意調達の専門家を委員に任命し、かつ100人委員会という非常に先進的な枠組みを導入されたにも関わらず、何でこういうこと、民意調達がしっかりできていないような状況になっているのかが、少しよく分からないなと思ったのですが。その辺りのところを、両方の御意見をお伺いしたいのですが。

○佐々木名取市長 多くの被災者の方々の不安が解消されていない現実がございます。

今回の震災の対応では、国の直轄事業として、T.P.+7.2 mの海岸堤防を仙台湾岸に工事をしているところであります。それと津波対策としては、2次防御ライン、海岸線から内側に入った内陸部に2次防御ライン、これを作ることにしております。そしてまた我々のまちづくりでは、3 mの嵩上げを行うという、非常に莫大な経費を投じて安全策を講じております。これだけの安全策を講じているにもかかわらず、その安全の認識がなかなか被災者の方々に伝わっていない、伝え切れていない。それは我々の説明不足もあろうかと思いますが、なかなか感情と技術的な安全の確保と言うことで、意見がかみ合わないと言いますか、論点が違う所で論じられてしまっているということでもあります。

例えば我々は、地域の方々の安全安心という、気持ちを穏やかにしてもらうために、国の直轄事業というのは海岸沿いだけです。閑上には漁港区域という、県管理のエリアがあります。この部分については、直轄事業のT.P.+7.2 mの防波堤はないんですね。県では4.2 mの防波堤を作るという計画になっております。閑上の人たちが安心できるように、県にはここにもT.P.+7.2 mの防波堤をつくってもらえませんかとお願ひしたところ、「シミュレーションの結果、十分に閑上のまちの安全は確保されているんだから、余計な工事はできない」ということで断られております。

このように、技術的な問題と、それをどう理解するか、という所で、なかなかかみあっていない。それがいまだにこのような状態であるということですよ。我々は、閑上に新たにつくるまちが危険なものであるなら、ここに戻ってきてくださいとはなかなか言えません。ただ今の技術力からして、十分に安全は確保できるというまちでありますので、自信を持ってここに新しいまちを作りましょうという計画を進めているわけでもあります。

○小野田委員 同じことを、提出者の方に。

○森杉議長 提出者の方、小野田委員からの御質問に対して、お答えいただけましたら、よろしくお願ひいたします。

(陳述人A、陳述人席へ)

○陳述人A 我々も、何でこんなに遅れているのかと、市長に今質問ありましたけれども、何でこんなに遅れてしまったのか。

いろんな、発足当時、建設的な意見が出て、もっともっと早く進んでいたはずだと思われるんですけどこの結果なんです。何が一番悪いかというのは、我々が判断するに、今市長の方からも話ありましたけれども、住民との対話というのが、ものすごく少ないと思うんです。理解ができない住民が多いというふうな市長の話がありました。理解できないんだったらもっと親切丁寧に説明して、市で進めようとしている計画案、これを住民の合意の元に進めるのが基本と思うんです。その住民の合意というのがなされないままに。市長が言うように、いっぱいの人たちが「早く進めてくれ」と、これは我々も分かります。当然進めなくてはいけないと思うんです。ただそ

のためにもっと、岡区、さっき農村部という話もありましたけれども、そっちであれば、東部道路が防波堤になるとさっきから再三話していますけれども、何もしなくても、そういう農地の転換やらなにやらそういう法的なものは、詳しいところは分かりません。けれども、宅地もあるしというふうな見方を、住民であればするわけです。そういうところに、文化が違うから、というのは絶対に間違いだと思えます。閑上というのは、町村合併で、岡区と町区が一緒になったんです。我々は小学校中学校、まさしく一貫校なんです。入学するときみんな一緒。中学卒業するときみんな一緒に卒業なんです。ごく一部の人は別の方向性もありますけれど、ほとんどが。同級会あっても、町区も岡区もみんな一緒に集まるんです。

○小野田委員 事務局からのメモにあったように、ここでは、土地区画整理法の適用における問題を議論するので、復興計画がどうかという話については、真っ正面から議論するのは難しいと思うんです。それでお伺いしたいのは、閑上復興まちづくり推進協議会が平成23年からきっちりできあがって、しかも平成24年のあたまには、閑上復興100人会議という地区別の懇談会が設置されています。これは被災自治体のなかでは、非常に早い展開です。しかも民意調達の枠組みも開いたかたちでされています。普通は、そういうふうに民意調達の仕組みができると、皆さんが今問題にしているような意見を取り上げて、計画に反映させて、もう一回フィードバックして、「いやでもやっぱり制度上問題だからこれはできないのでこれは納得してください」とかいう厳しいやりとりをやりとりを経たものが計画となります。もう2年半経っていますから、ここに出てくるものは、そういうものだろうと思うわけです。これはどこの自治体でも同じで、さきほどの南三陸ですとか石巻なんかでも、苦しみの中でこれしかないという議論をしているんですね。まあ100%納得はされてませんが、意見交換の中で理解を深め、お互いの了解の中で復興案が出てくるということです。繰り返しますが、名取は、非常に優れた枠組みが初期に立ち上がったのに、何で民意が実際の計画の中に入っていないんでしょうか。これを聞きたいのですが。ちゃんと機能していないんですか、この100人委員会とか。そこに焦点を当てて、少しお話をいただければありがたいのですが。

○陳述人A 私の思いのままでもいいんですか。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○陳述人A たしかにそういう、当初、建設的な意見で、市の方から選んでもらった人たちの意見の場がありました。それに対しての報告も聞きました。ところがですね、その時点というのは、あまりにも、将来のことを見据えて、早くしなくてはならないというその時期、ものすごく早くてよかったねというふうなお話でしたけれども、その当時、被災住民は、そのところに耳を傾けるといふ余裕がなかなかなかったんです。それに対して、やっぱりそこで合意がこういうふうにありましたよというふうなものを、各住民に周知徹底する、その方法がなかったと、私は思っております。

○森杉議長 ありがとうございます。よろしいですね。

(陳述人A, 傍聴人席へ)

○仁田委員 市長, 御苦労様でした。まあこういう場で議論を, 私は市長とやろうとは思っていなかったんですけども。

まずちょっとお聞きしたいのは, 小野田委員が指摘された100人委員会とか, 現在も15名の復興まちづくり委員会, これは, すごく大事なんですよ, プロセスで, つくる段階で。ただ僕らが皆さんから聞いた意見によると, やっぱりその委員会の中に反映がなかった, 残念ながら。この辺はやっぱり指摘をせざるを得ないのかなと。それから, さきほど言った中で, 取り上げるのはいやなんだけれども, 例えばコストが増大するとか, それから農地削減, もちろん農地削減にはつながるだろうけども, その辺の問題点。例えば復興住宅とかいろんな整備をする段階で, 名取市の出捐というのはほとんどないわけですね, 国の, もちろん国税だから大変大事な財源なんですよ, ただ, 国の方では, 復興局も含めて, 何とか早い時期にもとどおりの皆さんの生活に戻したいということでやっているわけですよ。ですからその辺の, コストとかそういう考え方をちょっと教えてください。

○佐々木名取市長 我々被災市にも無尽蔵に財源があるわけでないということは十分理解しております。安全を確保した上でなるべくコンパクトな, そして, なるべく早くまちづくりができるような, という選択をしていきたいと考えております。ただそのために, どこにでもまちが作れるということではないんです。日本中いろいろなまちがありますけれども, 人工的に都市計画でつくられたまちもあれば, 自然発生的にできたまちもあります。都市計画でつくるまちについては, いろいろな選択ができます。どこにまちを作ってもいいわけです。ところが自然由来のまちというのは, やはり閑上のまちが, 海から離れてまちづくりをしたのでは, 閑上ではなくなってしまふ。そこは, 考え方も, 被災者の中でも分かれると思います。いやそんなことはない, 安全が大事だと。ですが安全を確保するために我々はこれだけのことをして, 復興事業計画を立てたわけですから。ですからその安全をどうやって評価していただけるか, それは我々の努力が足りていないということと考えています。

○仁田委員 被災者が, さっき私が, 市長も聞いておられたでしょうけれども, 小学生中学生の現況。これは県の教育委員会なり市の教育委員会でも, 私は今後取り上げなければならない問題だと思うんですけども, その津波の悲惨な状況を目の当たりにしているわけですよ。例えば自分の親御さんが泳いで亡くなってしまったり。たまたまこないだの方は, お母さんが泳いで流れ着いて, 現在も海を見るのはだめだ。それからお風呂にも一人では入れない。そういうのは, 例えばいくら高い防潮堤, 僕らも防潮堤には賛成なんですよ, そういうことだけでは一挙に解決できないんですよ, 市長。やっぱり住民のそういう気持ちをもうちょっと。ですからあそこが安全であるという市長の議論も僕らは分かりますよ, 僕は防潮堤賛成派だから。ただそれだけでは解決できないのが住民の方なんです。そこをもうちょっと斟酌をしていただく。また, 意見を聞く,

先ほど質問した中であつたんですけど、その意見の聞く範囲が、残念ながら。今彼らが言いたいのは、「我々の意見がもうちょっとあれば」。復興は、関上の皆さん、それから市長にも、全県的に同じような状況です。関上が極端に遅れているわけではありません。しかし、早く進めなければならない。さきほど仮設におられる方がおっしゃったように。もうそういう状況であれば、今から求めても無理なんだと。そこはやはり市長、もうちょっと住民の意思、それから感情。この審議会では当初、「こういうのは不採択だ」なんていろいろ言っているけれども、この復興で大事なポイントは、住民の意思ですよ。想いですよ。この想いを無視してまちづくりがあるからと。多分復興局でも僕らいろいろな方とお会いしてますけれども、そこがポイントだよと。そういうことなんで、是非、我々としてはこれからいろいろな方向を出すんだろうけれども、それに準じて市長もちょっと考えていただければなと思います。以上です。

○佐々木名取市長 仁田さんとの話をしようとは思わなかったんですが。だったら何で、県で防波堤を作ってくれないんですか。

○仁田委員 防波堤じゃなくて、防潮堤なの。防波堤は、静穏度を高めるために港湾に作るもので。防潮堤の議論は、国と、こっちの漁港と、がちりやっていますから、もしそういう要望であれば、地元の県会議員を通じて、どんどん話してください。まだまだ県には予算がいっぱいあるから。それは我々引き取ります。ただ、それを作ったからって、子ども達の気持ちというのは変わりません。これは、学校の、教育委員会での問題なんだけれども、私は当時、ちょっと余談になるけれども、警察官、新任の方が、子どもの足じゃないと思って拾い上げたそうなんです。人形だと思って、ところが実際は。それ以来飯も食えない、そういう人たちがいっぱいいるんです。この心のケアというのは、私は大変大事なケアだと思うんで、そういう方々の気持ちをやってくれば、私はいいのかなと。そうすれば自ずと方向づけが出てくるなど。以上です。

○森杉議長 質問どうぞ。

○内海委員 どうも御苦労様です。

私は、去年の3月にも、実は問題を提起しておりました。というのは、当初から住まないという人たちの割合が結構あったので、5,500人でしたか、その人口で百何十haの、倍以上の計画。これが本当に達成できるのかなという疑問を持っていました。進めるに当たっては、やはり住んでいる人の意向というのは大事にされなければならないという主張も、この審議会ですべておりました。その後、いろいろな御意見が関上の中にあつたという情報はいろんなかたちで私も聞いておりますし、調べてもおりました。今日、最終的に2,400人で、56haという、小規模になりました。大規模の土地区画整理をやってまちを再建すると言っていたそのときには、そこに住む人に対して、住宅や土地を保証しておりましたね、計画そのものは。ところが今回縮小したことによって、そこに住まない、私は別のところに行って住むと、あるいは別の住宅に入りたいという人の居住権が狭められたということが、今回のこの審議会によせられた、四百何十人の人たちの多くがこういう意見であつたというのは重視すべきであると。非常に住民の御意見というのは重いもの

があるというふうに、こう思っているんですけども、先ほどの市長さんのお話では、そこに対してこうすると、こういう計画を持っているというのは、まあ若干はありましたけれども、具体的に、住民の皆さんに約束するものがなかったというふうに思うんですけども、その辺についてお尋ねします。

○佐々木名取市長 東部道路西側の災害公営住宅は約100戸であります。現在、仙台空港周辺の下増田、ここで防災集団移転促進事業を行っておりまして、移転先団地に災害公営住宅を作っておりますが、この災害公営住宅、最終的に希望を絞り込んでいきますと、ある程度の余裕が出てきそうだと。現在あそこの近くに住まわれている、仮設住宅がありまして、そこの方々、その近くの近いですから、そこを希望する方々も出てきております。ですから、最終的にかなり近い数で、希望どおりに収まるだろうと。それで収まらない部分については、もう少し柔軟に工夫をしていく必要があるだろうと考えております。いずれ、復興事業は、どこでもそうなんです、事業計画を立てたとき、事業を実施していく過程で、どんどん住民の意向も変わってきております。我々も時間が経てば経つほど、どんどん戻ってくる人が少なくなりますので、一日も早い復興事業を進めながら、その事業を進めながら、できるところを工夫していこうというふうな対応をしてまいりたいと考えております。

○内海委員 関上内で、東部道路の西側に住みたいという、その気持ちが大それたということ、私は申し上げているわけです。それを、別な地区に行けるからそれで我慢してくださいと言うことで、相当の人が、納得するんだらうかと。その証拠が、今回の意見書であったのではないのかなと、そう思います。これがまず1つ。

それから2つめには、災害公営住宅ではなくて、土地を取得して、自立して再建したい人たちにも、市は何らかの手当をすべきで、用地を提供する責務、そこに住めないようにした人に対しては、その責務が市の方にはあるのではないのかなと思うんですけども、それに対する御回答がなかったように思いますので、その点についてもお願いします。

○佐々木名取市長 これはとても難しいことにならうかと思えます。多くの専門家の方々が、今回の復興プランそのものの安全性ということについては、これで十分だという評価をしてくださっております。そのことと、感情論で、例えば今怖いからまちの西側にまちを改めて作りましょうということになると、そのまちについて、歴史的な評価の中で、将来的にそのまちを維持できるのかどうかということについても考えていく必要があるだろうと考えております。それが絶対に大丈夫だと、私たちはいつまでもそこに住み続けるんだよということであれば、柔軟な対応が必要になってくようかと考えております。

○小野田委員 学識として発言します。確かに、今回と同規模の津波は、明日来るかも知れません。しかし確率論でいえば、500年から1,000年に一度というふうに言われております。そして、L2が来て越波しても、ある程度の安全性は担保されている計画が、一応は作られているわけです。まあ、市長が歴史という割には、区画整理で歴史的な街並みが再生されていないなという、技術

的なところで疑問はあるんですが。比較対照として申し上げますが、今大規模な、8m位のかさ上げをして、広範な土地区画整理事業を展開している自治体もあります。その次何が起るかというと、十分な広さを確保しているから、民意は調達されているんですが、その次何が起るかというと、これはまだ分かりませんが、広大な、税金を投入した区画整理の盤が売れ残るというリスクはかなり高い。費用便益は森杉先生の御専門なので、これ以上は申しませんが。そういう意味では、あるエリアを責任持って限定して、そこに皆さんとどまっていたくような責任あるまちづくりをある種の技術的確からしさをもって市長さんが仕掛けているというのは、私は勇気がある行為だし、そんなに危険だとも思わないんです。特に、学校が昔あったところから西、東部道路からすると東にはなりますけれども、かさ上げされた上であの辺りまで行けば相当安全度は上がるはずだというふうに思います。

が、そういう合理性ある計画なのに、なんでこれだけのボリュームの人たちに、ちゃんと民意調達をできていないのか、また最初の話に戻りますけれども、そこは、すごい大きい問題があるのではないかなど。この計画自体は私はむしろ、そんなにひどくはないと思っているし、市長のおっしゃられていることにはある程度のシンパシーを感じるんですが、提出者の皆さんがおっしゃっていることも全くそのとおりで受け止めました。自分がお住まいで、自分がずっと培ってきた、だれよりもその土地を愛する人たちが、事業を遅らせるんじゃないかということの不安を感じながらここにいらっしゃるかというその辛さを考えると、やはり、都市計画審議会に持ってくる前に、地元でしっかり議論すべき筋ではないかと思います。我々もある程度権限は付託されていますけれども、やっぱり地元の人たちが一番御存知のことなので、それは地元の人たちがしっかりと議論して、しっかりと決めていただきたい。先ほど県知事の権限は非常に限られていますので注意して運用してくださいという課長さんからの説明がありましたけど、そのようになかなか難しい問題をこの機関に持ち込まれるのはやはり辛い。議員の先生方は、日常的に議決には慣れておられるかも知れませんが、私ごとき学識が、こういう重い話を、なかなか判断しにくいなあというふうに思っております。すみません、意見になりましたけれども。あまりにも、この案が危ないという感じで、民意を大事にしろという感じになってきたので、いやいやそうではなくてこちらにも正義があって、ということをお伝えしたいと思い発言いたしました。では、おまえは一体どっちなんだ、と言われるかも知れませんが。いくつかの自治体でこれ以上作ったら民族大移動しちゃって、本体がすかすかになっちゃうから、これしか作りません、これでいいですか、みたいなかなか難しい話を腰をすえてしっかりやっているのに名取では、どうしてなのでしょう。そういう説明のために我々学識も被災地でこき使われていますけれども、本当に膝詰めで、時にはお酒を飲みながら。計画はそれなりなのに何でこんなことになっているのかということは本当に疑問です。

○森杉議長 広い意味の御質問と受け止めますけれども、御回答いただかないことにしますので、御了承ください。

○小野田委員 はい。

○森杉議長 他にどうぞ。

市長と陳述人の皆様方の陳述と質疑が終わりましたら、休憩します。
どうぞ、せっかくお出でいただきましたので。

○牛尾委員 市長の方から、西側に100戸作るということについて、コスト面で100戸しか用意できなかったという説明がありました。確か、何故100戸だという部分では、東側の土地利用の難しさと、あとコストという2点において、100戸というお話をされていたんですけれども、私も実際に現地等見たり、いろいろ調べたりして、3m嵩上げをしますよね。3m嵩上げして新たなまちづくりをすることと、西側に、例えば農地の用途変更をした場合と、どちらがコストが有利かということを見ると。その試算などはされたのかなということをお伺いさせていただきたいと思います。

○佐々木名取市長 災害公営住宅を作るためのコストという意味ではなくて、まちづくり全体としてのトータルコストということで、今回のコンパクトなまちづくりということで選択してきたということでもあります。ですから、災害公営住宅を増やすことによって新たなコストが増えるということではないだろうと。3m嵩上げするのも、水田をつぶしてそこに宅地を造成するのも、さほど変わらないだろうと、コスト的には。ただ、市街化区域の面積が、今度減っていきますよね。災害公営住宅を増やせば。そのように、これまでひとつのコンパクトシティを形成しようと思っていた、そのまちづくりが、他に飛び市街地を作ることによって崩れていってしまう。市街地としての機能が維持できなくなるというのは、ある意味不安ではあります。規模の問題ですけれども。

○牛尾委員 もう1点よろしいですか。

やっぱり西側に100戸用意されたということは、つまり西側に住みたいと希望される住民の意思が固いということを認識されているというふうに思ってよろしいでしょうか。

○佐々木名取市長 我々が、閑上のまちの安全性を十分伝え切れてないということが一番大きな問題でありますけれども、やはり、どうしても東部道路西側に住みたいという方々の御意見がありますので、これの受け皿として、ひとつの案として、100戸の災害公営住宅の建設を計画しております。何故100戸かという、先ほどのお話の中にも入っておりましたけれども、このエリアが、合併浄化槽のエリアなんです。そうすると、もともと農村集落の、ある程度のキャパシティを見こんだ浄化施設しか建設してありませんでしたので、このエリアの中で仮に下水道処理をしようとする、新たなポンプ場を作らないという前提でいえば、100戸がリミットだということでもあります。ですから、そういったことを度外視して、全く新しいまちづくりをするんだという覚悟で臨めば、それは何でも可能になります。

すみません、合併浄化槽ではなくて、農業集落排水事業ですね。言い間違えました。

○長谷川洋一委員 これまでいろんな時間もかかりましたし、いろんな検討がされて来ているんですけれども、いまのところですね、100戸ということにとどまっていると。でも、浜の方の人たち

が、実際にはこの地区では、700人からの人が亡くなられて、やはり、今回の土地区画整理のところでは、対策はしているものの心配だということで、先ほどのように岡地区というところに100戸作るというところで、先ほど、検討されるような話も何回かあったように聞き取ったんですけども、100戸より増やすということ、まあ今いろいろな話がありましたけど、検討を、これからされる余地はあるのかなということを確認したいと思います。

○佐々木名取市長　どこまで今の段階でできるかというのは、非常に、正直言って厳しいです。難しいです。全くそういったことを無視して、現計画に固執するというわけでもありません。ですから、他の地域でもそうですが、まちづくりが進む中で、どんどん被災者の方々の意向も変わっていきます。そういったものをできるだけ集約した形で、最終的にどのような選択をしていただけるのか測りながら、まちづくりを進めて参らなければならないと考えております。ですから、農村地域に100戸以上の大きなまちを作るということになれば、この市街化区域の、区画整理事業自体を見直さなければならない。そうするとまた膨大な時間がかかってしまう。それはもう、被災地の方々のだれも望んでいない。一日も早い復興ということ、もうずっと私はいわれ続けています。もう嵩上げすることないから、そのまま家を建てさせてくれという話まであります。ただ、そういった中でも、やはり安全の確保というのは我々にとっての最優先課題でもありますので、それだけは手当をした上でまちづくりを進めていこうと。その上で、そのエリアについて、西側を希望する方々についての御意見をどこまでこのまちづくりの中に容れていくか。西側にどんどんまちを移していくと、雪崩現象的に閑上のまちが崩壊することもありえます。そうすると、都市機能としてなくなってしまいますので、これまで閑上の地域に住んでいた方々が毎日暮らしていたような、そんなまちの機能がなくなってしまいます。我々としては、それは何とか維持した上で、多くの方々にこの閑上のエリアに住んでいただきたいと考えております。ですから非常に難しい選択を迫られて、そのなかで、できるだけ許容できる中でいいまちを残していきたいと考えているわけでありまして。

○仁田委員　この審議会、最終的に、今日の意見書の採択・不採択となれば、やはり今の市長の御回答ではなかなか難しくなるんですよ。知事名で、それなりに、意見書の意向に沿いながら、そういうふうになってしまいますので、多分大勢の委員が、今の答弁だけでは納得しないのが現状だから、是非、後でいろいろ皆さんの意見も議長にまとめていただきますけれども、そのときの方向付けとして、逆に、これだけ大事な住民の方々がおられるんだから、やはりいろんな可能性があるよと。たとえばさっき集落排水のこととかいろんなこととお話されたけれども、我々、ここに町村会の会長さんもおられるけど、あまり、移転に関しての問題にはならないわけです。逆に、農村は、市長はどう理解されているか、今だいぶ、後継者がいなくて、逆に、多賀城の南宮地区もそうなんだけれども、「どうかここは、農振地域から市街化区域に変更してもらって」と、そういう意向もあるんですよ。農業も大事にしなければならぬ。また市長の夢の中には、やっぱり閑上地区のもとの原形を夢見ている、これは政治家として大変大事なんだけれども、現状で、子ども達含めて、あそこにはもう怖くて、海の見えるところにいれないよというのも、ちょっと考えて、方向付けをやってください。これは私から、旧知の間柄だから、そういう方向性を出さ

れるのもひとつだと思いますよ。

○大山委員 個別面談結果についてのお問い合わせなんですけれども、計画人口約3,000人から2,400人に変更したんですけれども、600人減ということで、当初より5分の1の方が意向が変わったということなんですけれども、その主な要因はどのようなこととお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○佐々木名取市長 あの震災からもう2年7か月になっております。その間、復興事業に多くの方々が期待を寄せておりましたけれどもなかなか進まない、そういった中でとても待っていただけないと、閑上の地ではなく、他に土地を求めて家を建ててしまった、という方々が、毎日増えていきました。そういった方々が増えているということと、それから、みんなが西側に移転しろというムーブメントがありますので、それができるんだったら私も乗ってみようかということで、そちらに回られる方もおいでになります。いろんな要素があるかと思いますが、時間が経てば経つほど現地再建というのは厳しくなっていく。これはどこのまちでも同じような状況だろうと思っております。

○大山委員 西側に移転しようという方も増えていらっしゃるんですか。

○佐々木名取市長 新たに増えたという方は7人。ですからそれほど大きな数ではないです。

○森杉議長 他に御質問ございませんか。

質問が終わる段階で休憩いたします。御質問どうぞ。よろしゅうございますか。

それでは市長、どうもありがとうございました。

(佐々木名取市長、傍聴人席へ)

10分ほど休憩いたします。

(休憩)

午後3時50分 再開

○森杉議長 再開いたします。

意見陳述人と佐々木市長からの御意見と質疑応答が行われました。

次は、審議であります。意見書の意見を採択すべきかどうか、こういうことの審議になります。

いろいろと、たくさんの意見書がありまして、意見書の採択すべきかすべきでないかということが、法律的な形のこと資料で行われてますが、そういうことは後から整理するとしても、当面、先ほどからいただいている議論に対して、本来の、意見をいただいた方の意見に対して、ど

んなふうに向向性を、少なくとも、名取市の市長さんに要望していくかとかいうような形の御議論をいただくと、まず整理がつきやすいかなと思いますので、全般的に、御質問、御意見をまずは賜りたいと、このように思っております。

○仁田委員 今日いろいろ審議をして、もちろん住民の皆様の意見も当を得たものだと思うし、また先ほど、最後に市長に確かめた方向からいうと、今回は継続にして、採択・不採択じゃなく、10日位。県の方でもそれなりのお話しができるということなので、今日の結論は、継続に、私としてはお願いしたいなと思っております。

○森杉議長 継続にした場合は、少なくとも、都市計画審議会は、来週行われます。この議題は入っていませんけれども、継続審議の場合には、来週、この議題を継続審議の対象として継続することは、できますね、事務局としては。

○事務局（櫻井都市計画課長） 冒頭申し上げましたとおり、知事といたしましては、意見書を採択すべきかどうかということ付議してございますので、今回結論が出ないということで持ち越しということも、当然それはあり得ますが、基本的に法律上は、意見書を採択すべきかどうかを知事は求めておりますので、いつかは、いろいろな形で、御結論をいただきませんと、土地区画整理事業そのものが宙に浮いた形になります。要は、今意見書が出たような状況でございますので、その整理が終わらないと次のステップに行きません。先ほど申したとおり、知事がまだ認可できないような状況がそのまま続きます。事務局からしますと、早急に御結論をいただいたなかで、やっていただきたいと思っておりますけれども、まだ審議未了であり、いろいろな審議をしたいということであれば、継続審議ということもあり得る話であります。

○内海委員 仁田さんの提案も、受け止めますけれども、今までは、事務局に質疑をしたり、それから市長に質疑したり、関係者に質疑したりして、実質的な審議をしていないので、やはりこの点について、問題点とかなんかをやって、なおかつそれでも結論が出せないという状況であれば、次回の審議会まで送ってもいいけど、私たち委員同志が審議しないで、最初から継続審議にするというのはどうかなと。これはあくまでも、関係者に対して質疑しただけの話で、本論について議論はしていないわけですから、それはやった方がいいんじゃないでしょうか。例えば、今日でいいますと、5時近くまでやられてもいいんじゃないかというふうに思いますけれども。時間がなければ次でもいいし、若干でも、やはり問題点は洗っておいた方がいいのではないですか。私はそう思います。私自身も、この中に、ポイントは2つ位しかないなというふうに思っているんですよ。このことをどうするかということで、結論を。私自身は今でも、結論出すということであれば、言うつもりで、調べてまいりましたので。

○森杉議長 2つのポイントを、早速御意見いただけますか。それが、実質的な審議になると思いますので。

○内海委員 さっき、私自身が質疑したように、日本の憲法上、民法でもそうですけれども、そこに住む権利、住まない権利があるわけです。これは基本的に尊重されなければならないというのが私の主張です。その上でまちづくりというのはあって、いろいろやってきたんですけども、今日ここまで計画決定してから、一年半以上経っているわけです。なおかつそこに住んでいる人が、そこに区画整理事業をやって住まないという事実は、市長さんは努力していろいろやっているけれども、私は重いと。ですから私は疑問の、2,400人、五十何haで、1ha当たり40人という復興交付金の事業を満たしているから、それはそれなりに理解するけれども、それも本当に、時間が経てば、実際家を建てられるようになるのは何年後でしょう。3年とか4年とか5年とか。そこまで待てない人たちがどんどん出てくるのではないかと、そういう危惧を持っているわけです。そうしてくると今度は、この計画自体が縮小になってしまうのではないかと。そういう心配もあるので、やっぱり住まないという人たちには、例えば住宅、40人位、50か60くらい減るかも知れないけれども、そこに住みたいという人もまだあるわけですね。100以上あるわけです。100では足りないわけですね。それから、その地域に自主再建したいという人もあるわけです。その人達には用意していないんですよ、市が。それが保証されない限り、なかなかこの議論難しいのではないかと。わたしはこの2つがポイント、今回の意見書の基本で、それを担保することが基本だと思っています。だからその点については、私は、主張としては採択でもいいのではないかと、というふうに思っております。ただし、皆さんの御意見を聞きながら、最終的には全員の合意で結論を出していきたいな、というふうに思っております。

○森杉議長 御意見そのものは分かりました。

実はそれと連動して、事務局の原案を、審議していかなければならないんですね。事務局の原案では、16個ありまして、1番から15番までは、法律的にできませんということで。しかし、附帯意見で今おっしゃったようなことの対応をするという格好のものになろうかと思っております。

それからもう1つ、最後の16番は、これは今のおっしゃった御意見をそのまま採用して、知事が施行者に対して修正命令を出すような格好になってきます。その点についての御意見はいかがかなと思うんですが。

○事務局（櫻井都市計画課長） よろしいでしょうか。

先ほど冒頭、仁田委員から言葉遣いのごことで御指摘をいただきましたけれども、事務局の頭の整理は、意見書の採択不採択よりも、意見書が事業計画の内容に関係するかしらないかということを整理させていただきました。県知事として修正命令をできるのは、一番最後の意見であります。そういう頭の整理をさせていただきました。事務局として確認していただきたいのは、逆に、そのように整理した上で、一番最後のものに絞った形で、都計審として議論されるのか、全体として議論されるのかということ、少し御確認いただければ、事務局としてはありがたいなあという気はいたします。

○森杉議長 内海委員の先ほどの御意見、よく分かりましたが、この審議案件事項に関して、一番最後のことを中心にお話しいただいたと、そういうふうに考えてよろしゅうございますか。

○内海委員 そのとおりです。

○森杉議長 それでは、まだ、全体の審議をどうするか、いろいろ揺れ動いておりますが、いずれにせよ、最後の案件をまずは中心に、御議論いただきたいと思っております。それでは御意見の程よろしく願いいたします。

大山委員、お願いします。

○大山委員 まだ、考えております。

○森杉議長 それでは、意外と、最後の案件に行くことに関しましては、ただいま御意見が出ませんので、少し最初の案件から、事務局の原案の①「嵩上げに関する意見」、②「事業の早期完成を求める意見」、③「降雨時の排水計画に関する意見」、④「その他の意見」という案件があります。この部分について、原案としては、法律的に、採択するような方向は難しいと、こうはっきりいっているわけです。だけど、採択すべきでないということを採用するにしても、附帯意見というものは、ここで付けることができます。その附帯意見を付けるかどうかということについて、まずは、参考資料（別冊）2の8ページの①、②、③、④ですが、これについての御意見をいただいて、これについては、採択・不採択の決定を、本日この場で、できることならやりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。他のことも全部関係するから、「ちょっと待った」という意見もあってもよろしゅうございますが、私としては、最終的なことに対する意見が出ていないので、まずは①、②、③、④について、これを審議の対象にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○小野田委員 仁田先生の方から、難しいから来週でもいいのではないかという話で、私もそう思ったんですが、私は来週欠席でございますもので。ひとこと。もちろん、私ごときがいなくとも、粛々と進むとは思いますが。

今、森杉先生からお話があったように、いくつかのテーマに分けて、少し議論が可能ではないかなあという意見に私も賛成です。

1つは、この事業の技術的な問題に関する意見。嵩上げについての話とか、降雨時の排水計画についての話とか、津波防御対策云々という辺りをしっかりやれていたかどうか。その辺りが、ひとつ大きなまとまりとしてあるかなと。

2番目は、先般来、いろいろ、休み時間の間もここでも議論していたんですが、事業計画策定までの経緯並びに民意調達ですね。それが、⑤-4とか⑤-5とかでいわれているわけですがけれども、民意調達のプロセスが十分であったかどうかということに対する意見をどう扱うかということ。

3番目は内海委員のお話しにもあったような、災害公営住宅事業を使って居住権の確保を図るべきか否か。

それから4番目に、事務局案の、特措法の特例を使うか使わないか。伝家の宝刀を抜くか抜か

ないかというふうな話でしょうか。

もちろん、8ページの④の、閑上という名前を付けてくれないかとか、工場を持ってきてくれないかという、そういういろんなお話はあるので、ひとつひとつやっていくとなかなか大変なんですけれども、大きくはその4つ、事業の技術的な問題に関するもの、民意調達のプロセスに関するもの、災害公営住宅で居住権を確保すべきか否か、最後の伝家の宝刀とにわけられるように思います。森杉先生の分け方をさらにちょっと発展させて、その4つを中心に議論をして、その4つが、それぞれこの中のどの議案にかかるかについては、それは事務局にお任せをするような形として、今日できるところを議論されてはどうでしょうか。おそらく伝家の宝刀の話は、来週きっちり議論していただくことになるかもしれませんが、最初の3つ位は片付けられるといいのかなと思っておりませんが、いかがでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 基本的に可能だと思われれます。事務局といたしましては、審議会の皆様の御意見を賜ったうえで、例えば今のカテゴライズのなかで、どういう意見を集約するかというのは、次回までには整理させていただきたいとは思っております。やはり皆さんの御意見を賜らないと、附帯意見の内容も含めて、これから民意をもう少し聞くべきだという議論の中にはあるかも知れませんが、あるいは産業系の問題も出てこようかと思っておりますので、そういうことも賜った上で、次回までには、今回結論がつかなければ、そういうカテゴライズでやることは可能であります。

○木下委員 これから長い議論の方向性が決まっていくのかなと思うんですが、私の今の段階の意見、非常に断片的なので、うまく当てはまらないといけませんので、ちょっと一言だけ、今思っていることを述べたいと思います。非常に、事務局の見解拝見しますと、技術的なことが結構ありまして、それについては、私などは全く専門的な知識とか、そういったものに照らして合理性がどうかということは、今の段階では少し判断しにくいということと、民意の調達ということ、それからどこに住むかというのは、その人が決められるようにすることが大事だと私は思っているんで、十分なバリエーションを用意するということが大切だと思うんですけれども、それを具体的にどういうふうに、この場で私が述べていくのかということは、ちょっとまだ不確定な状態です。でも、今この計画のこの段階になって、これだけの意見が出てくるということは、非常に残念なことだというふうに思っております。今この段階で県の審議会にのせられましたけれども、今現在でも、できることであれば当事者の間でものごとを進めていただけたらなという希望を私はもっております。

○森杉議長 先ほどから、小野田委員も仁田委員も、そのお話がありましたね。その点はいかがなものですか。ここで審議する前に、もう少し当事者同士で。

○鈴木委員 私は、宮城県の町村会の会長ですが、市長の考えも十分分かります。行政として。ただ現に、住民の方々の御希望をもう少し、これまで平行線で、どこまでもなかなか接地点が見えない状況ですから、もう少し、どちらかが歩み寄る方法がないのか、それをもうちょっと時間を

いただいて、その後結論を出したらいかがでしょうかという、私は考えでございますが、いかがでしょうか。

○森杉議長 この件につきましての御意見を先ほどから、木下先生も同じような御意見をいただいておりますが、何らかの格好での対応はありえますか。これを佐々木市長に、僕の方から直接お聞きするんですかね。何らかの対応はできますか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 冒頭申し上げたとおり、事務局といたしましては、結論をいただかないと次のステップに進めないわけでありまして。その中で、市が一定程度、住民の意見をどのように踏まえて、方向転換するのかといったこともあって、それを踏まえて意見書を、ある意味不採択として、ただしそれは、その内容で治癒されたというか、一定程度意見を吸い上げたということになって、当都市計画審議会がある意味、元に戻るというか、そういったことはあると思うんですけど、すみません、私がそれを通すべきだという話ではございませんで、審議会の委員の皆様でまだ結論するまでに情報等、市の対応それから住民との対話の中身も含めてまだ整理し切れてないということであれば、それは継続審議とならざるを得ないというふうに思っております。

（16:20 鈴木委員が退席）

○小野田委員 そうなのですが、都市計画審議会という重い仕組みがある以上、内海委員がおっしゃったように、議論すべきだと思うんです。それが我々の責務なのではないでしょうか。その結果、「返します」ということになるかも知れませんが。木下委員と同じで、もうちょっとこっちに持ってくる前にどうかならなかったのか、これだけの重いことを議論する権限を期待されるのは難しいという思いは持っております。しかしながら、土地区画整理法や特措法など、関連の法をどう運用するかということでこの審議会に上がってきている以上、それはしっかり議論する責務を持っているとも思っています。一方で、議論するのに、この全部の意見についてひとつひとつすると大変なので、大きくこの4つくらいに分けて、議論をして、それを事務局に返していくことではないかと思っています。たぶん、今日一日では決着つかないかもしれませんが、それをいきなり「そのとおりです」といって省くと形骸化してしまうのではないのでしょうか。ですのでここでは徹底的に議論していくべきではないかなと思っております。

○木下委員 今おっしゃったとおりなんですけれども、審議会ですら十分に審議を尽くすべきだとは思いますが、審議会の出す結論が、問題を根本的に解決することには、必ずしもならないのではないかなと心配しています。次回にも、またこの問題を取り上げることであれば、例えば、1週間でも時間がありますし、ここに当事者である両方の方がおいでになっているということですから、希望的観測ですけど、来週には例えば、もし何か状態が変わっているようなことがもしあればなということで、申し上げました。ここでの審議のことを申し上げたのではなく。

○小野田委員 それで片付かないから、ここに出てきているわけですよ。そのことは重く受け止めるべきです。ある形式をもって上がってきた以上、我々は議論する責務を持っていると思います。たとえそれにある限界があっても。

我々も、石巻とか釜石でやっていますけれども、復興の現場で実際に民意を調達するというのは、すごく大変なことです。今回ここまで難しい状態になっている案件を、「もう一回議論してください」と門前払いしたところで、1週間で何も変わらないと思います。

なので、ここでかなり具体的な方向性を少しでもお示しして、両者が対話できるような糸口を、我々も議論しながら考えていくということが大事ではないかと。もちろん先生おっしゃるように、私だってこんな重いことを議論したくないし、議論するだけの十分な人格者でもないし、情報も持っていません。むしろ大きな危険性すらはらんでいると思います。しかしながら、復興の現場でさんざん苦勞させられているからでもあるのですが、これを現場に返したからといって、過酷な復興の現場の1週間で何が解決出来るんだろうということについては、我々はセンシティブであるべきだというふうにも思います。

○木下委員 もちろん、責任を回避するつもりで申したのではありませんし、審議も必要なことだと思いますが、あくまで、最終的には当事者の意向が関わってくるのかなと思います。

○内海委員 私は仁田委員の意見のときにも言ったけど、議論して、それぞれ意見を出し合って、その上でこういう方法を考えなさいと、名取市長に考えなさいとか、そういうことはいいと思うんですけども、最初にそこをやらないでしまって、ただ当事者から意見を質疑して、それで1週間待ちましょう、ということには。それであれば、都市計画審議会という、法律に基づいた私たちの役割を、私たちは放棄することになるのではないかと。ここまで来るには、1年半ありましたよね、さっきも言ったように。その中で、内部でずっと議論されてきた。市当局と住民の方々、ずいぶんやって、計画の変更も何回もやってきた。そして最終的にここに来て、縦覧をして、住民の、いわば権利を保障する民主主義社会の中において、その上でやったものでしょう。それで、「私たちはこの区画整理事業に賛成できない」と。その大きなポイントは、100戸の公営住宅ではだめだと。それから、私たちがそこに自主再建したいので、その用地をちゃんと用意してくださいという。最も根本的な、居住権、生存権ですね、いわば。それをどこかで担保するものがないということに、住民の皆さんは問題を指摘し、私らも、そこまでどうしてできなかったのかということ、問題視して。結果論において、努力してきたことは知ってますよ。先ほど市長さんも言われました。しかし結果論として、その手続において、努力が足りなかったために、451人もの人が反対をして、制度的に「私はこの区画整理事業に賛成できない」ということになったことを、我々は審議会委員として、そこから避けて通ることはできないと思うんです。だから議論の上で、どうしてほしい、こうしてほしいということを知恵を出して、我々はやるべきではないかと。だから、あまり審議しないようにして次回までというのは、私はあまり賛成しないです。

○仁田委員 僕が冒頭に言ったのは、審議しないとかするとかという話じゃないんですよ。僕が言いたいのは、今日はもうこの時間になっているし、逆にいうとここからやったらあと30分か1

時間でしょう。逆に今回のテーマを、事務局で整理をして、今回事務局でスタートから採択とかやったからいろんな議論も出ているので、それも含めて。あと小野田先生の話された論点整理もして。そしてその間、住民の皆さん、それから名取市の市長さん方ともいろんな折衝をしながら。最終的に採択になれば、知事が今度はいろんな命令を発することになるんだから。だから、議論はどんどんしましょう、今の要点もまとめながら。ただ今からもう一回やって、何時まで延長できるのか分からないけれども。議論しないんじゃなく、後の回でもいいんですよ、一週間後でも。前段でその議論をして、採択・不採択含めたことやりましょうということを私は言っているんです。今、これまでずいぶん出たから。賢明な皆さんだからみんな覚えているだろうけれども、もう一回事務局で、最初不採択とか結構やっているんだから、逆にいうともう一回考案をして、さっき小野田先生のまとめたような方向も含めて、やりましょうという提案なんです。この審議会の根本は、やっぱり、審議会をして、方向を出すんだけれども、それが、今日、今からでなければならぬということはないわけで。小野田先生も、大学の講座どうのこうのじゃなく、是非出てくださいように、賢明な御意見出ますから、是非御指導ください。

そんなところなんです。

○森杉議長 あまり形式論で議論しないで、本質にとにかく行きましょう。内海委員がおっしゃったような御意見を賜りたいと思います。

○小野田委員 さきほど4つ言いましたけれども、技術的な話と、プロセスの話と、内海委員のおっしゃったような居住権の話と、最後伝家の宝刀というふうに、少しずつ分けて議論を私はした方がいいと思うんですが。

○森杉議長 分けて最初から行くと、そこでまたさっきみたいな議論が要りますので、まずはスタートして、最後の、居住権と伝家の宝刀に相当するところに焦点を当てて、まずは少し議論しませんか。

○小野田委員 じゃあ、ちょっとだけ、見解だけ申し上げます。

最初の技術的な問題については、専門家から見てある程度、安全性は確保されている。他の被災地に比べて、特段に安全性が低いとはいえないと思います。しかしながら、市長が主張されるような、閑上の歴史性とか、閑上が閑上だった魅力のようなものは、この区画整理の図面からはなかなか感じたいので、やはり、もしそういうことを、御主張なさるのであれば、それが計画に反映されて、これは他の被災地でもやっているんですが、実際に模型を作って、住民の皆さんに提示をして、「こういうふうがいいまちになりますから是非残ってください」というキャンペーンとセットであるべきだと。技術論はすばらしいので、この技術を分かってくれるべきだと言っても、皆さん仮設にお住まいだし、職業も不安定な状況なので、計画側が意図したように読み取っていただけない。そのことはご理解をお願いしたい。それが、1点目に対するコメントです。

2点目のプロセスに関してですが、これについては、大変申し訳ありませんけれども、大いなる疑義を感じざるを得ません。非常に優れたプロセスとして初期に紹介され、かつ、見識ある先

生が入っておられたのに、なぜ、400人の方がこういうふう置き去りにってしまったのかということについては、是非検証を。もちろん、だれが悪いという犯人捜しをするのではなくて、何が原因だったのかということを理解することが、多分次の、いろんなところでの民意調査に役立つはずです。もちろん今災害でもフィードバックしますし、福島なんかではずっとまだ、これに近いような話が30年も続くわけですから。非常に明晰な市長さんでありますから、リーダーシップを取っていただいて何故そうなったかを是非検証をして、今から直せるところは直して、信頼関係をもう一度構築していただきたいというふうに思います。2つとも附帯意見です。

3つめ、公営住宅に関して。これはなかなか難しい話です。大枠としては、公営住宅の数を増やして、居住権を担保するのは必然のことです。憲法で保障されている居住権は、内海委員がおっしゃったように非常に重いです。ただ同時に、名取でどれくらい公営住宅数があるのかというのはよく理解していないので、次回やられるときには是非データを揃えていただきたい。というのもこの復興に関して、公物が非常に増えます。防潮堤、道路、災害復興公営住宅など、様々な公の物。防災集団移転促進事業で被災地から土地を買い上げてそれが公有地になります。その公有地の管理も含んでかなり膨大な公物が出ます。その公物の管理をどうするかということと同時に考えながら、公営住宅数を検討すべきです。私よく例に出すんですが、仁田委員の地元の七ヶ浜町。ここは公営住宅の数をすごく制限している。制限しているというか、少ないんです。総世帯の3%を切っています。石巻で10%位。まだ、大変だねということでも一生懸命議論しているんですけれども。南三陸においては30%という、非常に厳しい、これはかなり難しい数字だと思います。作った後大変になるんですね。七ヶ浜で何でそれができているかという、初期段階で、人口が少ないからできるんですけど、一人ひとり対面調査をして、自前のエクセル表も作って、「あなたのところだったら自力再建の方が絶対お得ですよ。利子補填もありますから。こういうふうにお住まいになったらどうですか」ということを整理した上で、相当数を減らしています。その数を減らして、今度は各集落毎に公営住宅を造らせるようにしています。集中させないで、公営住宅をもう一回地域に返していくと。元々地域にお住まいで、体の弱い方とか自力で再建されない方が、それだけ切り離されて別なところに建てられると、今まで日常的に見守れていたことが全くできなくなるので、それをもう一回コミュニティに返しています。さらに、阪神でも大問題になったのですが、災害公営住宅の孤独死です。阪神の場合は、早く早くということでもみんな高齢者とか、体の不自由な方を最初に公営住宅に突っ込んで、しかも、たくさんの人が応募しているからといって戸数を最大に稼ぐために、北側廊下の巣箱みたいなやつをどんどんつくって入居をうながしました。ですが、3年、5年たつと、恐ろしいことにどんどん孤独死が生まれるようになって、一体何だったのかということが起こって現在反省されています。我々のところにはそういう知見が戻ってきていますので、「こういうふうになると危険だよ、若干戸数が減るけどコミュニティに開いた形の公営住宅を設計しよう」と。その設計ができるような、優秀な設計士さんをプロポーザル方式で選びましょうということをやっています。その次に、そういう設計をすると、施工管理とかコストが大変なので、これについては、宮城県さんの復興住宅整備室と連携して、その技術的な御指導を受けながら、いま発注体制を組んでいます。このように、災害公営住宅って、ただ戸数を確保すればいいという問題ではなく、その先に様々な問題が出ますので、そのことに対して、市長をはじめ行政の方が、この100戸がふさわしいかどうかというのを私は見

たい。これがない段階で、この100戸がいいかどうかは、木下先生の御意見があったように、我々は判断する材料を持っていない。

ですので、ある程度のデータの基で少しは議論したらいい。繰り返しですが、仮設に住まっておられて、かなりポリティカルな問題になっているなかで、もう一回議論してくださいと地域に返すのは、すごく大変なことなんです。現場のことは、当事者ではないので、完全に知りうるわけではないかも知れませんが、こういうテーブルに座っている人たちが、議論をできる余裕のある人が、しっかり議論をする責務を負っていると思うんですね。もう2年半も経っていてなんだと言われるだろうし、当事者は当事者で解決をしてくださいというのはそのとおりなんですけど、それでもなかなか被災地には難しい問題があるというふうなことでございます。

それで4番目の、伝家の宝刀を抜くか抜かないかという話ですが、これは、先生方の判断にお任せします。まだ、私はここでは、どうかというふうに思います。特に、ある程度の密度がないと、都心というか都市機能を持ってないという佐々木市長の意見には、学識経験者としてはですけども、ある程度の妥当性はあるなと思っているので、不用意に飛び地を増やすべきではないとは思っています。技術屋の立場からすると、不用意に市街地を分割すべきではないというのが原則ですから。ただし、そこに住んで生活をして、本当に都市を都市らしくするのは住民の皆さんなので、住民の皆さんが納得しないものを、技術的にいいからと作ったって、なかなかそうはならないだろうと。ということで、その判断が私もまだつきません。それについては、木下委員と同じような思いであります。

○森杉議長 論点は明快になってきたのではないかと思います。

どうぞ。当面、御自由に御意見を賜りたいと思います。

特に、先ほど、伝家の宝刀の件につきましての、2つの問題があるということ。都市を離して、集落を作ると、両方とも都市機能がもてなくなって、崩壊してしまう可能性もある。一方で、強烈的な住宅建設を望んでおられる人々の反対を押し切ってその都市を作ることによって、都市ができるかという問題もある。この両者の問題をどう解決するか、どう見るかというのが、小野田委員の整理の仕方であると、こんなふうに位置づけていただきましたと、私はそう思っております。

○佐藤委員 非常に話が大きな形になってきているんですけども、本来、都市計画審議会で、今回の意見書に対して議論すべきことというのは、あくまでも事業計画に関する意見がどうかということなんです。それで、本来であれば、復興計画、それ以前に整理されていなければいけないことなんですけど、その辺が十分に住民の方と調整がとれていなかったということだと思んですけど、たしかに、今お話しいただいたとおりですね、技術的なものとかプロセス的なものとか、そういったものを、当然議論するのはいいんですけども、本来都市計画審議会でも議論することなのか。本来、復興計画自体を都市計画審議会でも議論することではないわけですね。今回、事業計画の意見に対してどうかということを付託されているわけでございまして、あとは、事業計画がいいか悪いか。たしかに、これだけ多くの方の意見書が出てきているわけですから、その意見書に対してどのように対応するかというのは、附帯意見などで整理していくべきことなんだろうと思んですけど。たしかに非常に大事なことなんですけど、都市計画審

議会で検討すべきところ、どこを検討して、附帯意見付けるとすれば、どの辺に附帯意見を付けていくか、その辺もうちょっと整理する必要があるのかなというふうに感じました。

○長谷川洋一委員 私も、この大震災の後、兵庫県に、17年前の阪神・淡路の時の状況についてということで、兵庫県の担当の課長さんなりといろいろ、反省も踏まえていろいろ聞きました。やはり、個々ばらばらにですね、仮設住宅なり復興住宅に、ばらばらに地域の人たちが入ってしまったことは、後々いろんな大きな問題を抱えたと、これが大きな反省だったというふうに聞いてまいりました。今回の件、浜の方の防集で、相当の人たちがいなくなり、その人達がいずれ場所を求めたいと、こういうことであります。そういったときに、少しでも安全なところという思いは当然あると思います。私の親戚も山元で、1階部分を津波でやられました。幸いそのとき夫婦で買い物に行っていて、命拾いをしましたが、奥様は、そのことを考えると、絶対にそこには住みたくない。そういったことで、どこに住むかといったときに、山手の方も考えたんですけども土地もなかなか上がっているということもありまして、たまたま、その方の出身が角田ということで、角田で今土地を探しています。やはりそういった土地のつながりがあるからだというふうに思います。そういった点を考えてやらないと、本当のまちづくりという観点からいえば、住む人たちの気持ち、あるいはコミュニティ、そういったことをしっかりと踏まえた形で結論を出してやらないといけないのではないかなと、私はこういうふうに考えている一人であります。とりあえずそこまで。

○森杉議長 御意見いただけませんか。

そうすると、これはどういうふうに整理しましょうか。やはり先ほどいいましたように、技術的なマターから、1件1件審議をして、当面今日は、技術的なマターの、先ほどおっしゃった、①と②と③、まずはこの3つにつきまして、原案を、是とするか否かという審議を、行いたいんですけども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。そういう技術的なマターから行きたいと思います。ただ、全体が全部終わっていませんので、いったんここで決をいただいても、また来週関係することで戻ってきたときには、改めて、再議の可能性は残した格好での結論を出しておきたいと思います。ということで審議したいんですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 では、参考資料（別冊2）の8ページの、①、②、③です。この3つですが、事務局原案は、都市計画審議会の審議対象にならないという格好の原案であります。これに対して、御審議をお願いしたいのは、これを是とするか、否とするか、あるいは附帯意見を付けたいというような意見か、こういった、3つの観点での御意見を賜りたいと思っております。そういった形で審議を行いたいのですが、いかがでしょう。

○内海委員 権限外であることを、採択したり、あるいは意見を付けるということは、なじまないのではないのでしょうか。ですから、「採択すべきでない」とするしかないのではないかと私は思

います。

○小野田委員 先ほど佐藤委員もおっしゃったように、都計審の内容とは違う、復興計画そのものの質に関わる話で。もちろん、切り離して議論するのは非常に難しい、複雑な方程式なので、ある程度整理はするために、実際意見書も上がってきているので、引っかけて議論したらどうかという話はしましたけれども、佐藤委員おっしゃるように、これについてはなかなか権限はないと、そういう認識かと思います。

○森杉議長 どうぞ御意見をください。

御意見がないところを見ますと、この件に関しては、権限がないという認識のもとに、県の提案する、採択すべきでないこの原案を、決議したいと思いますが、いかがでしょう。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○内海委員 これは事務局の案だから、ここで決めればいいんですよ。そういうふうな面倒くさい諮り方をしないで、「権限ないから不採択にすべきということはどうですか」という諮り方をした方がいいのではないですか。「県の事務局で書いたから」ということではなくて。

○森杉議長 採択すべきでない、ここで決議することに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 それでは、①、②、③の意見については、採択すべきでないと決定いたします。ありがとうございました。

それからもう1つ、④の「その他の意見」があります。これは、今の技術的なこととは少し違いますが、基本的には同じような状況でして、都市計画審議会の権限マターではないということについては、同じ取扱いができるということでございます。よろしゅうございますか、同じような取扱いをしたいと思います、④についても、採択すべきでないと決定いたします、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 ありがとうございました。

それから⑤は、だいぶ微妙な問題になっておりますが、これは、今日はおいとしましようか。それでは皆さん、もう5時前ですので、ここらで、本日の審議は打ち切りたいと思っておりますが、いかがですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 事務局として御質問させていただきたいんですけれども、次回、

継続審議ということで、改めてこの議論をしていただくということについては、承りました。そのときに、⑤について例えば、災害公営住宅はもっと作るべきであるとか、いわゆる特措法を適用して、地区外に団地を作るべきであるという件はまだ承っておらないというふうに思っております。それで、要は何を言いたいかといいますと、事務局といたしましては、全体の議論をまとめた上で、採択すべきか否かということ、原案を付してもいいかなとは思ったのですが、それは来週また、いろいろな状況を踏まえたなかで、もう一度御議論いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

特措法の適用をするかどうかという議論はまだ、小野田委員からは少しまだ、よく分からないという意見をいただいたわけですが、全体の皆さんから、まだ御議論を賜っていないというふうに思っております。従って事務局として、その意見をある程度まとめて、次回、原案として出すということまではなかなかできないと思っております、今の段階のままで、引き続き、議論を継続していただくということでよろしいかという確認でございました。

○森杉議長 私はそれで結構だと思っております。よろしゅうございますね、皆様。このままでの継続を行います。①から④までは一応審議を終わりました。⑤に関して、継続審議を行います。来週。

○佐藤委員 できればですね、特措法関係を、やった場合のメリット、デメリットというの、まとめられれば、理解しやすいんじゃないでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 了解いたしました。次回までに。個々、より具体的に、どういう状況になりうるかというのは、可能な限りを想定して書きたいとは思いますが、いずれ、採択の効果という形でどういう状況になるかということは、想定ではありますが、一定程度書けるかと思っております。具体には、事業計画の変更も含めてであるとか、復興交付金の取扱いがどうなっているとか、具体的なところは、可能な限り調べて、お示ししたいと思います。

○小野田委員 そのときに私が問題にするのは、事業プロセスとしての手続論以外に内容についても見くばりして頂きたいということです。もちろん復興計画ってすごい難しいので、なるべく早くということなので、シンプルにしようというふうに動くんですけども、今市長が政治家として、政治生命をかけておられているように、それが良いまちになるかどうかというのは、全く別問題です。住民の意向調査を聞いて、ばらばらな高台を作って、限界集落にあつという間になってしまう。でも手続論からするとそれが一番正しかつたりする。やっぱり内容の話と、手続の話、特に民意調達の話は、どうしても連関するんです。こうした複雑な方程式は、やっぱり現地で解くべきことなんです。そうなんですけど、上がってきたものはしょうがないので、手続の問題以外に、市長がどのような街のビジョンをかかげておられるか、みたいな話は少し吸い上げてほしい。手続論だけでここで議決されることがないように、事務局には細心の注意を払ってくださいということをお願いいたします。

○森杉議長 私に対してですね、今のは。注意してくださいという、御忠告ですね。

○小野田委員 いえ、会長はもちろん、十分御承知でしょうから。

○事務局（櫻井都市計画課長） 極めて難しいリクエストと思います。可能な限りお示ししたいと思いますが、想定の種類が入ってくるかと思いますので、まずは、傍証的なところは押さえていきたいというふうに思っています、少なくとも。

○森杉議長 それでは、本日の会議はこれで終わりたいと思います。よろしゅうございますか。
それでは、ありがとうございました。

5 閉 会

○事務局（榎総括） 慎重な御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

次回につきましては、来週 10 月 17 日、木曜日、午後 1 時 30 分から、同じこの場所で開催いたします。

本日は、ありがとうございました。

午後 4 時 55 分閉会